平成26年第3回今帰仁村議会定例会会議録								
招集年月日	平成26年9月16日							
招 集 場 所	今帰仁村議会議場							
開延会日時	開議	9月17日 午前10年	寺00分					
及 び 宣 告	延会	会 9月17日 午後4時47分						
出席(応招)議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名				
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和				
	2	石 川 清 友	9	山 城 太				
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義				
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政				
	5	與那嶺 篤 哉						
	6	座間味   薫						
	7	山 内 聰						
欠席 (不応招) 議員								
会議録署名議員	10	玉 城 克 義	11	東恩納 寛 政				
職務のため議場	事務局長	小那覇 安 啓	書記	宇茂佐 和 代				
に出席したもの	係 長	玉 城 民 枝						
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	田場盛史				
	副村長	大城清紀	福祉保健課長	宮里晃				
	総務課長	小那覇 安 隆	総務課主幹	當山清巳				
	教 育 長	新城敦	会計管理者	與那嶺 敏 秋				
	学校教育課長	田港朝津						
	社会教育課長	上間恒章						
	建設課長	金 城 正 明						
	経済課長	島袋輝也						

# 平成26年第3回今帰仁村議会定例会

## 議事日程第2号

平成26年9月17日(水曜日)

- 1. 開 議 午前10時
- 2. 付議事件及び順序

日程				
番号	議案番号	事件名	摘	要
1		一般質問		
2	議案第26号	今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条	質	疑
		例について		
3	議案第27号	平成26年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について	質	疑
4	議案第28号	平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算につい	質	疑
		て		
5	議案第29号	平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算につ	質	疑
		いて		
6	議案第30号	平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計第2号補正予算について	質	疑
7	議案第31号	工事請負契約について	質	疑

O 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1.「一般質問」を行います。

順次発言を許します。7番山内 聰議員の発言を許します。7番山内 聰議員。

- 7番 山内 聰君 平成26年第3回定例会に当たり、先に通告してあります3点について、一般質問いたします。
- 1. 村長就任3期目について。①成果と課題について、お伺いします。②残任約2カ年の課題をどう取り組まれるのかをお伺いします。
- 2. 村長4期目について。①4期目を目指すお気持ちがあるのかお伺いします。②後継者問題をどのように考えておられるのかをお伺いいたします。
- 3. 本村議員の質疑・質問等のあり方について。①本村議員の質疑のあり方について、どのように考えておられるのかをお伺いします。②本村議員の質問のあり方について、どのように考えておられるのかをお伺いします。③一問一答方式の評価をお伺いします。④反問権について、どのように考えておられるのかをお伺いします。以上です。
- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- O 村長 與那嶺幸人君 山内 聰議員のご質問にお答えいたします。

1点目の3期目の成果と課題について。平成24年度に創設された一括交付金事業や北部連携促進事業、 村づくり交付金等を活用し、福祉保健行政の推進、産業基盤の向上、生活環境の整備、教育文化活動の活 性化を図ることにより、行政全般にわたり、ある一定程度の成果が上がり、村の振興策が前進しているも のと確信しているところでございます。

村民の価値観の多様化に伴い、様々な行政課題がございますが、特に、現在各字で開催しております行政説明会のテーマであります「家庭ごみの減量化」「約3億円の累積赤字を抱える国保会計」の課題を地域住民に説明し、それに対する住民意見を丁寧に拝聴してまいりたいと思っております。

②残された行政課題の解決のためには、今後とも村民との対話を重視し、村民の参加促進を図りながら、 村民目線に立った村政運営を全庁挙げて取り組んでまいりたいと思います。

次に、4期目後継者問題についてのご質問にお答えいたします。政治家の出処進退については、ご承知のとおり、個人の気持ちだけで決定することはできません。後援会、関係者等の考え方を拝聴したうえで、 決断するものだと思います。適切な時期が来ましたら、意見を聞いて判断をしたいと考えております。

本村議員の質疑・質問等のあり方についてのご質問にお答えいたします。本村議員の質疑・質問等のあり方については、議会運営上の問題であると考えておりますので、第一義的には、議会内での議論が必要ではないかと思います。

一般質問の一問一答方式については、平成24年12月議会より導入されておりますが、議会の議論が活発 になっているのではないかと評価しております。

反問権については、議員の質問に対して論点・争点を明確にするために必要ではないかと考えております。平成24年11月2日付、一問一答方式導入時に議長名で村長に提出された文書によりますと、反問権の

行使について村長と協議したい旨の記載があり、今後、協議の場を設けていきたいと考えております。

- O 議長 久田浩也君 7番山内 聰議員。
- **7番 山内 聴君** 村長の答弁書にもありますとおり、私も3期までの村長の施策の中で、ある程度 の基盤整備等はなされていると評価しております。その他の施策も大いに評価したいと思います。今後の 課題についてでございますけれども、家庭ごみの減量化は具体的にどのように考えておられるのか、お伺いします。
- 〇 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

ごみの減量化、これにつきましては、清掃組合の負担が年々増加しております。その理由といたしまして、施設の老朽化によりまして改築をして、それに膨大な資金を要しております。一つの例を挙げてありますと最終処分場の建設、そして焼却炉の改善、そしてし尿処理の施設の整備をしております。そのような諸々の改善によりましてものすごい資金が投入されております。その中でこれを長持ちさせる。延命化させるにはやはりごみの減量化が必要だとこのように考えております。その中で、ごみの減量化をするには、やはり有料化が必要ではないかということを考えて、今各字でこの説明会をしているところであります。

- O 議長 久田浩也君 7番山内 聰議員。
- 7番 山内 聰君 ごみの有料化ということで、今村長お話されましたけれども、実を言いますと、 私も清掃施設組合議員でありますので、このごみの減量化、有料化の検討委員もさせていただいておりますけれども、この有料化が全てのごみの減量化になるとお考えですか。
- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- **村長 與那嶺幸人君** ごみの減量、これを有料化するとそれに即つながっていくかということでありますが、これにつきましては、一概に言えないところもありますけれども、私はごみの減量化に大きくつながると思っております。それと多く出す人、少なく出す人、そういう中でこれは公平性の問題もありますので、やはり有料化すべきだと考えております。
- O 議長 久田浩也君 7番山内 聰議員。
- 〇 7番 山内 聰君 その中で生ごみ対策をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。
- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 〇 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

ごみの減量化の中で生ごみ対策が非常に重要だとそういうふうに考えております。その中で、今帰仁村は農村でありますので、庭とか周辺に家庭菜園とか、あればそこに処理するということも可能と思いますが、それがないところ、できないところもありますので、コンポストを導入していきたいと思っております。

- O 議長 久田浩也君 7番山内 聰議員。
- **〇 7番 山内 聰君** 私は基本的にはごみの有料化で全てが解消するとは思っていませんけれども、村長がおっしゃった生ごみの対策が一番重要だと思っています。この生ごみは恐らくごみの相当の割合を占

めていると思いますので、今おっしゃるコンポストもぜひ取り入れていただいて、ごみの減量化を進めていっていただきたいと思います。

次に、約3億円の国保会計の赤字解消について具体的なお考えを伺います。

- 〇 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

この国保の3億円の赤字、これは累積でございますが、これは大変な数字だと思っております。この現状をやはり村民に知らしめる必要があるということで、今各字で国保会計の説明をしております。そういう中で村民の理解を得ながら、一番大事なのは村民の健康づくりだと思っておりますので、いろいろな方法があると思いますけれども、福祉保健課を中心に健康づくりをしっかりと推進していきたいとこのように考えております。

- O 議長 久田浩也君 7番山内 聰議員。
- 7番 山内 聰君 住民の説明はもっともだと思いますけれども、この住民の理解が得られるような 例えばの話、値上げも考えておられるのか伺います
- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

国保税の値上げの件でございますが、この件につきましては、やはり今の現状を説明をして、そして健康づくりをしっかりする中で、この保険税の値上げについては検討をしていきたいと思っております。

- O 議長 久田浩也君 7番山内 聰議員。
- 7番 山内 聴君 私はこの累積赤字3億円という額を見ますと、将来ずっと続くと予想していますけれども、値上げもやむを得ないじゃないかなと私は思っておりますが、どのように考えておられますか。
- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 国保税の値上げの件でございますが、将来的には値上げというのも検討をしないといけないところもあると思いますが、私はその前にこれはやはり住民の理解を得るにはいろいろな施策をする必要があると思っております。その中で今健康づくりをしっかりやっているところでありますが、この健康はなかなか思うようにいかないところがあるわけです。少子高齢化社会の中で、やはり年を取ると病院にも行くと。大きい病気もかかるということもあります。ただ、それをやはり健康づくりを全村的に広めて、やはり健康で長寿できるそういう村づくりを目指して頑張りたいとこのように考えております。
- O 議長 久田浩也君 7番山内 聰議員。
- 7番 山内 聰君 次に、2点目の村長、適切な時期とは早目に進退を決断されるべきだと思いますけれども、その点を伺います。
- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

あと2カ年弱任期が残っております。その中でできたら早いほうがいいわけですが、この問題については、非常に慎重に考えていかないといけないところもあります。そういう意味では先ほど申し上げましたように後援会を初め、関係者と言いますか、いろいろ相談すべき人がいますので、相談をしてこの問題に

ついては結論を出していきたいと思っています。

- O 議長 久田浩也君 7番山内 聰議員。
- **7番 山内 聰君** 私も今回、身を引くにあたり後継者、村民等に大変お叱りを受けているところではありますけれども、反省もしながら村長に提言と言うか、提案しているところであります。村長もおっしゃるように2カ年弱の任期の中で、村長の本当の施策を含めて、後継者をぜひつくるべきだという私の考えであります。その点について、意中の後継者とか、村長のお考えをお聞かせ願えればと思っています。
- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

先ほども申し上げましたように私が4期目に挑戦するか、または辞めるかというのは結論を出しておりませんので、この件につきましては後継者はどうかというのは今お答えするのは適当ではないと思っております。

- O 議長 久田浩也君 7番山内 聰議員。
- **7番 山内 聴君** 大変失礼なことを申し上げますけれども、私たち村長を支持するメンバーは、村 長が3期までだということで支持・応援してまいりました。ということで、早目に決断していただきたい と思います。
- O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前10時17分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午前10時17分)

與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

山内議員の一つの思いでありますが、私としては今後、後援会と相談をして出処進退については考えていきたいとこのように考えております。

- O 議長 久田浩也君 7番山内 聰議員。
- 7番 山内 聰君 新議員も決まっておりますので、なるべく早い時期にと思っております。

次に、質問・質疑等のあり方についてでありますけれども、村長がおっしゃるように一義的には議会内の問題ではありますけれども、議会内ではあまりこの点については議論されてないところであります。私も議会運営委員長としても反省しているところではありますけれども、二義的に関連質疑・質問等はいいとしても、関連外の質問等に村長以下お答えになることが多々ありますが、その点についてどのように考えておられるかお伺いします。

- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

質疑・質問のあり方についてでありますが、これは議会運営上の問題でいろいろな問題があれば議会運営委員会とか、全員協議会で協議をして議題外とか、大きく外れるとかこういうことについては、私は議論する必要があるのではないかと考えております。以上です。

- O 議長 久田浩也君 7番山内 聰議員。
- 7番 山内 聰君 あくまでも議会の問題だということでありますので、今後の新議員も含めてやっ

ていっていただきたいと思います。

次に、一問一答方式が何年でしたか、平成24年12月より導入されて私もやっておりますけれども、ある意味で一括方式よりは私個人的にはやりやすいという感じがいたします。これも評価いたします。

そして、反問権についてでありますけれども、今後協議の場を設けていきたいということでありますけれども、私はぜひやってほしいと希望して、私の質問を終わります。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前10時21分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午前10時21分)

次に、石川清友議員の発言を許します。2番石川清友議員。

O 2番 石川清友君 平成26年第3回定例会に当たり、先に通告しました一般質問を行います。

まず茸第1生産出荷施設については、昨年の12月定例会と去った6月定例会でも一般質問をいたしました。その後、7月24日の茸第1施設の管理運営協議会に、傍聴という形で5名の議員同席させてもらいました。それで、運営協議会の内容についての質問、それと6月定例会の私の一般質問の課題、昨年の12月定例会からの課題改善の進捗状況について、再々度の質問をいたします。

1点目に、平成26年7月24日に開催された管理運営協議会で報告された今帰仁きのこ園とFTH(フーズテクノホールディングス)の製造委託契約と今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例、貸付契約。私の6月定例会の一般質問の課題等との関連について。

2点目に、施設貸付契約書は第2施設貸付契約書との整合性を図るため、統一すべきですが、第1施設の貸付契約の改正に向けた進捗状況について。

2番目に、世界遺産今帰仁城跡について。1. 自主財源で重要な今帰仁城跡の入場料と入場者数の直近5年間の推移について。2. 今帰仁村の平成25年度の自主財源と今後の取り組みについて。以上、お伺いいたします。

- 〇 議長 久田浩也君 大城清紀副村長。
- O 副村長 大城清紀君 石川清友議員のご質問にお答えします。
- (1) 今帰仁村茸第1生産出荷施設についての①について。茸生産施設の効率的な運営を図るため、今帰仁村茸生産出荷施設の管理運営に関する条例に基づき、平成26年7月24日に茸第1施設の管理運営協議会を開催いたしました。管理運営協議会の中で、今帰仁きのこ園の丸野氏からエノキの生産については、FTH(フーズテクノホールディングス)と製造委託契約を交わして、エノキの生産を今帰仁村の茸第1施設で行っていると説明がありました。製造委託とは、外注の一つの形態で「自社の仕様によって資材及び製品を外注先へ製造依頼または加工依頼する活動」とされています。委託者が製造者の設備、技術、労働力などを利用して製造された製品を購入して販売することになることから、品質管理も非常に重要になります。こうした製造委託の一般的なタイプとしては、①委託者が、原料や資材を製造者に預けて製造を委託するもの。②委託者が設計図面を開示し、これに基づいた製品の製造を製造者に委託するものがあります。今帰仁きのこ園とFTHの製造委託は①のタイプです。今帰仁きのこ園とFTHとの関係を8月8日に弁護士へ法的に可能か確認してきました。社長が同じでも法人格が別であるので契約は法的に問題がないとのことでした。それを受けて、9月5日に丸野氏に聞き取りを行い、契約書の確認をいたしました。

資材等の支払いに関しましては、管理運営協議会で丸野氏からの説明があった通り、資材等の支払いについてはFTHが負担をしていることを確認しました。

2点目に、施設貸付契約書の統一について、お答えいたします。平成25年1月18日付、農業生産法人株式会社マッシュファームなきじんと締結した「今帰仁村茸第2施設出荷貸付契約書」との整合性を図るため、今帰仁きのこ園に契約書変更協議を申し入れておりますが、残念ながら実現しておりません。契約書の統一を図るための進め方について8月8日に弁護士にアドバイスを受けてきましたが、一方的に契約書の統一を図るのは法的に相当な無理があるとのことでした。しかしながら、いつまでもこのような状況ではいけないと考えております。平成26年度は7月7日に国頭村、今帰仁村、金武町で構成する北部きのこ生産団地運営協議会を開催しました。生産団地運営協議会での情報交換等、今帰仁きのこ園との信頼関係を回復する中で契約書の統一を図っていきたいと考えております。以上でございます。

- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 世界遺産今帰仁城跡についての質問にお答えしたいと思います。

①について、平成21年度から平成25年度までの入場者数と入場料(歴史文化センター共通チケット)は 平成21年度入場者数25万632人、入場料8,908万9,000円。平成22年度24万3,258人で8,622万6,000円。平成23年度24万9,473人で8,769万9,000円。平成24年度24万9,998人で8,839万円。平成25年度26万6,398人で9,327万7,000円。平成21年度と比較して入場者数1万5,766人、6%増。入場料418万8,000円、5%増となっております。

②について、今帰仁城跡(歴史文化センター共通チケット)の平成25年度入場料は9,327万7,000円で、過去2番目に多い入場料となっています。今後の取り組みといたしまして重要なことは国庫補助金等を有効活用し、史跡整備と環境美化整備の充実を図っていくことと思っています。今年度は史跡整備に史跡等総合活用支援事業で発掘や案内板の設置等を行っていきます。環境美化整備は一括交付金を活用して8人の賃金職員を採用し、城跡内外の美化作業を進めております。また、自主財源の確保に向けて、入場者を増やしていかなければなりません。現在進めている取り組みとあわせ、今年度はカレンダーや雑誌等を作成し、ピーアール活動の強化に努めていきたいと思っております。

- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- 2番 石川清友君 まず1点目のFTHと今帰仁きのこ園の製造委託契約についてでありますが、実は今帰仁きのこ園の貸付契約書の中に、第5条 乙はこれは今帰仁きのこ園ですね。「乙は借り受けた生産施設の運営を自ら行うものとし、事業の目的以外に使用してはならない。また、第三者に再貸付してはならない」という条文がございます。先ほどの答弁の中で弁護士は契約の中で委託者が原料や資材を製造者に預けて製造を委託するとは契約は妥当ということなんですけれども、しかし、今帰仁きのこ園の丸野社長は運営協議会の中で、資材等の支払いについては、FTHが負担している。ということを言っているんですよね。答弁として。きょうの答弁書にもあるんですよ。意味が違うのではないかなと思うんですよね。資材等の支払いについては、FTHが負担している。ということを言っているんですよ、丸野社長は。ということは、FTHも今帰仁きのこ園の経営に参加しているということにならないですか。と同時に、この前の運営協議会の中で丸野社長が言ったのは、FTH、今帰仁きのこ園、オーダック販売会社ですね。

その3社は経営者はみんな一緒ですよね、お二人。丸野さんと伊藤さんです。企業共同体と言っていたんですよ。3社は。ということは、経営はみんな一緒なんですよね。ということは「貸付契約書に違反していないか」なんですよ。それについて伺います。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前10時34分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午前10時34分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えします。

まず今帰仁きのこ園とFTHの関係につきましては、製造委託契約を結んでいるとの報告が確かにございました。また、今帰仁村がきのこ園に契約している内容等の中での再委託については契約を交わしておりません。ただ、製造委託契約の中でその仕様によってつくったものについては、今帰仁きのこ園はキノコを製造するという目的で貸し付けて、北部振興策の趣旨にあるとおり、雇用も含めて村内北部地区の林産品の拡大等を含めての企業ということで、貸し付けしておりますので、再委託には当たらないのではないかと考えております。以上です。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前10時36分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午前10時36分)

2番石川清友議員。

○ 2番 石川清友君 私が言ったのは、第5条の乙は、今帰仁きのこ園ですよ。「借り受けた生産施設の運営を自ら行うものとし」とあるんですよ。しかし、この前の運営協議会の中では、丸野社長は資材等の支払いについては、FTHが負担していると。その資金の流れの中で、実は税務署の話も出てきたんですよね。FTHから今帰仁きのこに貸付した形で、最初は決算書を出したらFTHは今帰仁きのこ園から利息を取るべきだと指摘されて、その利息は払わないがために企業体の中でやっているという説明だったんですよ。すると、今の経営状態というのは、第5条の借り受けた生産施設の運営を自ら行うものに違反するんじゃないかと聞いているんですよ、こちらはそれに対する見解…。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前10時55分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午前10時55分)

島袋輝也経済課長。

O 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えします。

まずは今帰仁きのこ園につきましては、資材の購入提供を受けて、キノコを生産する施設ですので、確かに今帰仁村との契約のとおり、キノコの生産をしておりますので、再委託はしていないと考えております。以上です。

- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- 2番 石川清友君 これは答弁になってないのではないですか。第5条できのこ園は借り受けた生産施設の運営を自ら行う。「自ら」ですよ。しかし、資材等の支払いについては、FTHが負担していると。 社長も言っているわけですよ。運営協議会も聞いたじゃないですか。企業体でやっていると。はっきり言ったんですよ。すると今の状況というのは借り受けた生産施設の運営を自ら行っていないんじゃないか

なということなんですよ。それに対する見解…。

- O 議長 久田浩也君 島袋輝也経済課長。
- **経済課長 島袋輝也君** 5条にありますとおり、乙は借り受けた生産施設の運営を自ら行うものとあります。確かに資材等は購入という形というか、提供を受けて乙はキノコを生産しておりますので、再委託には当たらないと考えております。以上です。
- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- 2番 石川清友君 それはないんじゃないですか。資材提供と今言ったんですけれども、違うじゃないですか。資材等の支払いについてはFTHが負担しているとはっきり言っているですよ、社長は。聞きたいのはそこですよ、副村長。社長は言っているんですよ。資材等についてはFTHが負担していると。負担しているということは経営に参加しているということになるんじゃないですか、副村長。
- O 議長 久田浩也君 大城清紀副村長。
- **副村長 大城清紀君** ただいまの質問にお答えいたします。

資材の提供ということは、やはり物をつくるのには資材を購入して、それを活用してキノコを生産しているわけですけれども、このFTHのほうから資材を購入するのと、あちらが後で生産するのとでは、何も違いはないかなと思います。

- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- 2番 石川清友君 議論がかみ合わないですね。私が言っているのは、借り受けた生産施設の運営を 自ら行うということで契約されているんですよ。契約をされていますよね、自ら行うと。しかし、丸野社 長は資材等の支払いですよ。提供ではないですよ。提供されているんだったら話は別ですよ。しかし、自 ら経営を行っているんだけれども、資材の提供ではないですよ。支払いについてはFTHが負担している と言っているんですよ。はっきり。負担している。ということは経営に参加していることじゃないかとい うことなんですよ。参加していないですか。
- 〇 議長 久田浩也君 大城清紀副村長。
- 副村長 大城清紀君 ただいまの質問にお答えいたします。

今帰仁きのこ園はキノコを製造するために、その施設を借りて製造しております。工場だけで製造できるものではありませんので、材料がないと製造できませんので、この材料をFTHから購入という格好になりますけれども、それの提供を受けるということはFTHはその材料代を支払わないといけませんので、そのFTHが材料代を自分で払っているというかっこうでいいんじゃないですか。経営者は今帰仁きのこ園ですよ。

- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- 2番 石川清友君 これは質問に答えてくださいよ。いいですか、自ら経営を行うということは、自ら仕入れて支払って製造したものを自ら売って、代金回収して工場を運営をしていくことではないですか。ですよね。なんだけれども、丸野社長は資材等の支払いについては、FTHが負担していると言っているんですよ。製造委託であれば、資材提供を受けているということをはっきり言えばいいんですよ。言っていないんですよ。FTHが負担していると言っているじゃないですか。製造委託であれば資材を提供され

ていると。FTHが資材を提供しているということをちゃんと言えばいいんですよ。しかし、資材の支払いについてはFTHが負担していると言っているんですよ。FTHが払ってあげていると。資材提供とはっきり言えばいんですよ。提供されていないでしょう。今帰仁きのこが資材を買って、この分からしますと今帰仁きのこが資材を買った。支払いはFTHが負担したということではないですか、これは。こっちが言っているのはそういう意味ですよ。自ら今帰仁きのこ園が資材を買ったんだけれども、資材の支払いについてはFTHが負担しているということは、経営に参加しているということではないですかということですよ。

- 〇 議長 久田浩也君 大城清紀副村長。
- **副村長 大城清紀君** ただいまの石川議員の見解ですけれども、今帰仁きのこ園が資材を買ってということではなくて、FTHが資材を提供して、その提供した資材分はFTHがそれはもちろん自分のものではないですから、買って今帰仁きのこ園に提供するという格好です。
- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- O 2番 石川清友君 では伺いますけれども、この前の運営協議会の中で、丸野社長はFTH、今帰仁 きのこ園、オーダックを一つの企業体だと言っていたんですよね。一つの企業体。企業体という意味は分 かりますか。いや、これはテープの中でちゃんとあります。社長言っています。企業体だと。すると今帰 仁きのこ園の運営にも企業体でやられているのではないかということなんですよね。今帰仁きのこ園が自 ら行われていないんじゃないかなということに抵触すると思うんですけれども、見解を伺います。
- 〇 議長 久田浩也君 大城清紀副村長。
- **副村長** 大城清紀君 これはもう見解の相違かもしれませんけれども、私は今帰仁きのこ園が自らこの施設を活用して、エノキを生産していると考えております。
- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- 2番 石川清友君 見解の相違ということになりましたけれども、貸付契約書の第6条、乙は、これは今帰仁きのこ園になりますね。第4条第2項で設置する茸生産出荷施設管理運営協議会において、乙が運営する生産施設の内容を報告するものとする。また、甲は今帰仁村役場ですね。甲及び乙より選任された監査役により経営監査した内容も同時報告するものとする。ただし、その内容は第4条乙の権利を侵害しない範囲とするという契約書が入っていますよね。この前の7月24日の運営協議会の中において、まず今帰仁村役場が選任しました監査役が同席していたか。と同時にこの契約書の中にある専任された監査役により経営監査した内容も同時報告する。とあるものがやられたかどうかを伺います。
- 〇 議長 久田浩也君 島袋輝也経済課長。
- 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えします。

確かに7月24日の運営協議会の中で決算報告書の資料の提供等はございました。ただ、添付の中に平成25年度の資料と比較したところ監査の報告書のものが漏れておりました。その件を選任された監査員に確認したところ、確かに監査はやったと。そういうことで今帰仁きのこ園のほうからその漏れがあるので資料を要求して、きょう届くということになっております。後で資料提供はしたいと思います。一応監査については確認をとっております。以上です。

- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- 2番 石川清友君 なぜこの質問をしたかと言いますと、私は平成22年に議員になってから、このきのこ問題と関わってきていまして、平成23年度から村長は改善していきたい、改善していきたいと言いながら、いまだかつて前進していない状況だと思っております。そういう意味で今回が最後の質問になりますので、質問を続けていきたいんですけれども、実は去った6月定例会の中での課題ですが、実は副村長との中で出たんですけれども、条例に抵触するのではということで私が申し上げました。これは条例第3条の5、条例第3条に生産出荷施設は、常に良好な状態において管理し、最も効率的に運用しなければならない。というのがありまして、その第3条の5ですね。下のほうにいきますと5.機械施設の利用者は日誌を備え、機械施設等の稼働状況を記録し、定期的に今帰仁村に報告すること。というのがございます。それに貸付契約書の第2条の3項に、乙はこれは今帰仁きのこ園になります。日誌を備え、機械施設等の稼働状況等を記録し、定期的に甲に報告する。これは今帰仁村です。条例と契約書の中にもあります。それが定期的にやられているかどうか伺います。
- 〇 議長 久田浩也君 島袋輝也経済課長。
- 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えします。

今帰仁村茸生産施設の設置及び管理運営に関する条例等にも機械等の日誌等を適正に管理し、定期的に報告すると確かにあります。契約書の中にも2条の3項の中にあります。前からの条例のほうに様式の定めがなくて、役場への報告は現在まで貸付け平成14年以来ありません。それで前回指摘受けたことを受けまして、去った8月19日に第1、第2を含めて報告書の提供を求めているところであります。ただ、工場に行って日々の機械等の点検についての点検項目の資料については確認しました。結構膨大な資料になっておりますので、これをどのようにまとめて定期、1年に1回にするのか、というものをまとめて様式等を今預けているところでございます。今のところ手元には両工場のほうからは来ておりません。指導している段階でございます。以上です。

- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- O 2番 石川清友君 今帰仁きのこ園が経営するようになったのが、平成18年ですよね。平成18年から 全然やられていないということなんですね。
- O 議長 久田浩也君 島袋輝也経済課長。
- 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えします。

平成18年からやられておりません。それ以前のものから条例に様式の定めがない関係で、その様式がなくてやられていないというのを確認しております。今後、その様式等を定めて定時報告をさせるようにやって、両工場と詰めているところでございます。以上です。

- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- 2番 石川清友君 この件については、去った6月の定例会の中の一般質問いたしました。その中で 実はこの6月の議会の議事録ができております。その88ページで、私は生産出荷施設及び管理運営に関す る条例、これは3,267ページの第3条 生産出荷施設は常に良好な状態において管理し、最も効率的に運 用しなければならない。ということの中で、その5に機械施設の利用者は日誌を備え、機械施設等の稼働

状況を記録し、定期的に今帰仁村に報告すること。ということでこれは条例ですので、皆さん条例どおり 仕事をやってくださいよということで、実は質問をいたしました。すると、副村長の答えとして「第1施 設については、家賃もちゃんと払っているし、どこに違反しているのがあるんですか。違反しているのが 一つも見当たらないですよ。そう思います」と実は返答しております。それについて今もそうなんですか、 見解を伺いたいと思います。

- 〇 議長 久田浩也君 大城清紀副村長。
- **副村長 大城清紀君** ご質問にお答えします。

そのときはそう思いましたけれども、今の機械の問題については、資料が膨大でここから出向いて工場で点検しているということを聞いておりますので、提出の様式等が定まっていない関係で提出されておりませんけれども、今後、整理して提出報告されるようにしていきたいと思います。以上です。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前10時56分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午前10時58分)

大城清紀副村長。

O 副村長 大城清紀君 機械の点検とか、この日誌というものは膨大な資料があるものですから、そのまま提出するというわけにはなかなかいけませんので、職員が出向いて工場で、この問題については日誌、機械の整備等の点検簿については確認をしているということでございます。特に報告書の様式等が定まっていない関係上、提出されておりませんけれども、今後はそれに向けて提出するようにしていきたいと思います。以上です。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前10時59分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午前10時59分)

大城清紀副村長。

O 副村長 大城清紀君 答弁漏れがございますので、答弁したいと思います。

この報告でございますけれども、確かにおっしゃるように条例上は報告ということになっております。 確認はしたということですけれども、報告されておりませんので条例に抵触しているかなということでお わび申し上げたいと思います。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前11時01分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午前11時02分)

大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 答弁いたします。

確かに報告の義務を怠ったということで、条例に抵触した部分があるかと思います。おわびして訂正い たしたいと思います。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前11時07分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午前11時07分)

2番石川清友議員。

○ 2番 石川清友君 今の副村長の答弁で条例に違反していると。条例どおり仕事していなかったと。

私はこれ6月の定例会の中でも申し上げました。9月の定例会でももう1回取り上げると。これで私も納得いたしました。

続いて2点目の施設貸付契約書についてであります。現在の第1茸施設の契約書の改正は平成23年6月10日にやられております。その理由が実は平成23年5月31日にベストマッシュと、第2施設の貸付契約書を結んだんで、それと整合性を合わすために実は第1施設も変えたんだという説明でありました。となると、第2施設の契約書と整合性を合わすのに10日もかかっていないんですよね。5月31日から6月10日にやっていますので、10日もかからずにできたんですよ。やっているんですよ。しかし、今回第2施設との契約書は平成25年1月18日に締結されております。なのにいまだかつて第1施設はその統一性を取るために契約書の改正がなされていない。それについて見解を伺いたいと思います。なぜ早く改正できないのかですね。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前11時11分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午前11時12分)

大城清紀副村長。

- **副村長 大城清紀君** なぜできないかということでございますけれども、今のところ一方的な解約ということはもう法的に相当無理があるということで、弁護士からのアドバイスももらっておりまして、まだ協議の場でお互いの納得いく契約の仕方というのをこれから関係の改善を図る中で進めていきたいなということを考えております。以上です。
- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- 2番 石川清友君 関係を改善できなければそのままになるんですか。実は条例の第5条の4、第5 条に村長は次の各号の一つに該当するときは生産出荷施設の管理を許可しないことができる。第4その他 公益上特に支障があると認めたとき。それと貸付許可の取り消しということで、第6条村長は次の各号の 一つに該当したときは貸付の許可を取り消しまたは貸付を制限し、もしくは停止することができる。とい うことで、その4番目にその他管理上必要があると認めたとき。というのがございます。実は平成24年第 2回定例会、これは平成24年6月19日開会の定例会の中で、実は当時の副村長が今帰仁きのこ園は平成18 年に経営を開始してから実は9,700万円の設備投資をしたということで、議会に報告されているんですよ。 議会は実はその9,700万円は証明してくれということで要請をしましたら、村は平成24年2月13日に丸野 社長に村長名で機械整備台帳の内容を精査し、確認をする必要があるということで実はその台帳の提出を 求めているんですよ。それが2月17日には平成24年2月24日までにその台帳を整備しておいてくれという ことで通知もされて、その3月30日には整備台帳の精査について、再依頼の分も送っています。その返答 として丸野社長は4月10日に村長宛てに、今回の要求に対しても提出するつもりはありません。弊社が弊 社の資金で投資した内容の詳細を今帰仁村に開示する義務もなければ、今帰仁村が開示を要求する権利も ありません。ということで、返事が来ているんですよね。だったら議会に9,700万円の整備投資をしたと いうことでちゃんと言っているんですよ。それが証明できないのであれば実は我々が見ても決算書の中か らは3,700万円ぐらいまではあります。決算書の中に出てくるのは設備投資で。残りがないんですよ。こ れは議会からしますと虚偽の報告に該当するんですよ。証明できなければですよ。虚偽の報告があれば条

例6条の4に該当するのは間違いなく該当するんじゃないですか。見解を伺いたいと思います。

- O 議長 久田浩也君 小那覇安隆総務課長。
- 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

その当時、9,700万円の問題については、るる経過がございました。それについて証明というのはなかなか出してもらわなくて、たしか見積もりとか、請求書という状況だったんですが、そこで弁護士等を含めて相談しましたところ、この9,700万円について弁護士等とも相談しましたところ、これについては投資したものを乙の側がきちんと証明できないと乙の側の損になると。そこをどうしても強制的に証明させるということはなかなか難しいことでもあるし、また乙の側としても裁判とか争う場になるとそこは出してくるという言い方しかしなかったものですから、弁護士等を通じて強制的にこれは出させるということは、向こうが証明ができないと乙の不利になるということで、なかなか甲の側、村としてはどう対応できるか、その信頼関係を築いて、その中でやはり出してもらわないとということだったんですよ。また彼がこれを証明しきれなければ別に引き継ぐ場合、云々を含めて村としてもそれを引き継ぐ必要も何もないわけですので、特に村に不利益になるという問題でもないんじゃないかなということで、そういうことで今のような状況になっております。以上です。

- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- 2番 石川清友君 この9,700万円は議会に報告されているんですよ。証明できなければ虚偽の報告になるんじゃないかと。すると虚偽の報告であれば条例第6条の4に該当しますということなんですよ。皆さんができなければ実は議会が特別委員会をつくって調査することもできるんですよ。向こうが出てこなければ百条委員会もつくることもできるんですよ、これは。そこまでいかずとも皆さんが本来やるべきなんですよ。議会が特別委員会までつくったらこれはもうはっきりしますよ。やればこれは出てくるんですよ。9,700万円の議会で報告でされているんですよ。これは私はきょうで終わりなんですけれども、あとは皆さんに託して、ぜひこれは解決するまでできなければ特別委員会をつくってでも、私は解決すべきだということを主張していきたいと。今言ったことについての見解を伺いたいと思います。
- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 9,700万円の設備投資の件についてでありますが、村としても先ほど議員からもありましたように再三請求はしました。先ほど課長からもありましたように弁護士からのご意見はこれを出さなければ、この相手が損をするのではないか、証明できなければということがありました。ただこの件についてきましては、今の契約書の統一に向けての件もございましたが、毎月1回は丸野さんはくるということで、今担当が会っていろいろな意見を交換するという状況をつくっております。そういう中でこの問題についてもお話をしていきたいと思っております。議会の件につきましては、これは私が答弁するのは控えたいと思っております。
- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- **2番 石川清友君** 何か言い逃れみたいな形になっているんですけれども、皆さんは弁護士と相談したというのは、その設備投資の出す、出さないの話をやっているんですけれども、私が聞いているのはその出さなければ議会に報告したものが虚偽の報告として、先ほどの条例第6条の4に該当しないかという

ことを皆さん弁護士に聞いたことありますか。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時14分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時15分) 奥那嶺幸人村長。

O 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

9,700万円の件について、条例違反であるか、ないかというのを弁護士に聞いたことがあるかということでありますが、これもいろいろな相談をしている中で、今明確にこれを相談した。あれを相談したとかというものについては、はっきりしない点があります。この件につきまして、先ほどからありますことについて、再度弁護士と相談をしたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時16分)

 〇 議長 久田浩也君 再開いたします。
 (再開時刻 午前11時16分)

 2番石川清友議員。

○ 2番 石川清友君 村長の答弁で先ほどの9,700万円については、議会に報告されているので、それは虚偽の報告にならないかどうか。なった場合には条例第6条の4に該当する可能性がないかどうかも弁護士に含めて相談するということを村長約束してもらいましたので、その件については、これで終わりたいと思います。

続きまして、今帰仁城跡についてなんですけれども、確かに平成25年度入場者数26万6,398人、入場料 9,327万7,000円と、前年度よりは伸びております。しかし、平成20年度の城跡の入場者数は28万9,226人。 約29万人。金額にして1億499万1,000円。約1億500万円ありました。それに実は海洋博の入場者数を調 べてみました。確かに海洋博も平成20年をピークに落ちております。と言いますのは、恐らく平成20年に リーマンショックがあり、その後観光客も減り、城跡のほうも海洋博も一旦大分下落したんですけれども、 海洋博は平成20年度に365万人来ております。しかし、平成24年には370万人、平成25年には407万8,597人 になっています。そういうのからしますと確かに城跡は平成21年に大分落ち込んで、その後、回復してい るようには見えますけれども、いかんせんまだ平成20年度には達しておりません。しかし、海洋博は平成 20年度の入場者数を既に24年度で越えて、平成25年度は400万人も達しております。そういう意味からし ますと村長は実は私はその件について、平成23年の6月定例会において城跡を自主財源の確保に向けて、 もっと県と協議をする場をつくって、自主財源をもっと増やすべきではないかということで、定例会で提 案しました。その中で村長は城跡の入場者数をどうして増やすかということにつきましては、幅広い皆さ んのご意見を聞く必要があると考えております。そういう意味ではどのような形になるかはこれから検討 していきたいと思いますが、そういう場を設置していきたいと考えております。ということで、実は答弁 をしております。その後、また平成24年の6月の定例会で私はまた同じ質問をいたしました。23年の約束 が守られたのかどうか、つくったのかどうかを質問いたしましたら、村長は観光客を増やすために村民の いろいろな意見を網羅するそういう組織をつくっていきたいと申し上げましたけれども、これがまだでき ていない状況であります。ただ、先ほど申し上げましたように月に1回指定管理者との定例会に私もこれ まで参加をして、2月に設立いたしました観光協会からも事務局長が参加して、今後の展開に向けていろ

いろ議論している状況の中で、新しいアイデアもいろいろ出ております。ということで答弁しているんですよ。なのに実は海洋博は平成20年度は既に通り越して、平成24年度にその平成20年度の入場者数をオーバーし、25年度は400万人、我が今帰仁城跡は平成20年度にもまだ達していないんですよ。それで月1回のその会合だけいいのかどうか、私は機能していないから今の状況になっているんじゃないかと。海洋博までは400万人来ているんですよ。なのに城跡は平成20年度にまだ戻していないという状況の中で、私はこの城跡の入場者数、入場料をもっと増やして自主財源をもっと確保すべきだと思っております。これは実は質問の中に、平成25年度の自主財源はということで聞いておりますけれども、その額が出ていないんですよね、小那覇安隆総務課長。幾らになりますか。休憩お願いします。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前11時22分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午前11時23分)

2番石川清友議員。

- 2番 石川清友君 たしか村の自主財源は6億円も言っていないと思うんですよね。その中で城跡の約9,000万円の自主財源というのは非常に大きなウェートを占めます。自主財源の中で、他の自主財源は限界があります。既に決まっております。徴収100%してしまったら、それで終わりなんですよ。それ以上、幾ら努力しても増えないんですよ。しかし、増やそうと思ったらできるのは城跡の入場料だけなんですよ。端的に言いますと、20年度で約29万人で1億円あるんですよね。1億500万円。海洋博には400万人来ているんですよ。その4分の1の100万人来たってもう大変な金額になるんですよ。3億、村の自主財源の半分以上になる可能性があるんですよ。非常に今帰仁の財産なんですよ。それをもっと増やす考えですね。村長は3月の施政方針の中でも常に言っております。自主財源の確保ということで、その今帰仁城跡の入場料について、どう考えているか伺いたいと思います。
- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今帰仁城跡は、先ほどからありますように村としても自主財源の大きな比重を占めていると思っております。これまでこの城跡の整備、先ほど申し上げましたように整備を初め、そしてグスク桜まつり、その他のイベントを打って、村としても最大に努力しているつもりであります。この海洋博記念公園が400万人とか、結構右肩上がりに伸びておりますけれども、これは今後とも例えば先ほどありましたようにグスク定例会の中でいろいろなアイデアもあります。そして、海洋博記念公園の財団と7月30日に意見交換をしております。それとこのグスク整備委員会も年3回ぐらい行われていますが、その中に沖縄美ら島財団の花城理事長のご意見もいろいろ聞きながらこの人は非常に植栽と言いますか、専門家なんですよ。そういう意味では城跡の整備については、非常にいい意見をお伺いしておりますので、これをしっかりと受け止めながらいろいろなイベント打って、私は30万人を目標をしておりますけれども、それに向けて頑張っていきたいと思っております。

- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- 2番 石川清友君 実は私が言いたいのは、村長は平成24年度の9月定例会で、毎月1回のグスクの 定例会でそういうのをやっていきたいと。しかし、今やっている現状、それで実際は伸びてはいるみたい

なんですけれども、海洋博みたいな伸び率、そばにはそれだけ来ているのに、我が今帰仁城跡は伸びが少ないんじゃないかなということであり、それをちゃんと自主財源の確保に向けてやるには、私が23年の6月の定例会でも提案しましたそういう協議会をぜひつくって、その外からの皆さんの知恵も借りて、今帰仁村内の人だけではなくて、村外にいる皆さん、そういう専門知識を持った人々の知恵を借りて、ぜひこの今帰仁城跡の入場料を増やすそういう協議会をぜひ設置していただきたいということを提案しますけれども、村長どうお考えですか。

- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 今帰仁城跡を活性化させるための協議会につきましては、何回か石川議員から 提案がありました。それにつきましては、設置をしていきたいと考えております。
- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- 2番 石川清友君 村長は協議会を設置してやっていきたいということでありますので、ぜひこれは協議会を設置していただきたいと。自分はこれで議会にはもう来られませんけれども、残り6名が残りますので、ぜひその件については、村長が協議会を設置できなければそれをぜひ質問するなりして、協議会をぜひ設置して今帰仁城跡を活性化してもらいたいとそういうことを切に願って質問を終わります。
- O 議長 久田浩也君 暫時休憩いたします。

(休憩時刻 午前11時29分)

午後

O 議長 久田浩也君 再開いたします。 次に、與儀常次議員の発言を許します。1番與儀常次議員。 (再開時刻 午後1時30分)

- O 1番 與儀常次君 平成26年第3回今帰仁村議会定例会に当たり、先に通告いたしました2点について、質問いたします。
- 1、今帰仁村議会へのテレビモニターの導入について。村議会へのテレビモニターの導入について、村長はどのように思いますか、伺います。
- 2、今帰仁村コミュニティセンター2階へのエレベーター設置について。村コミュニティセンターの2階への設置についてどのように考えていますか。この2点については、前にも質問していますけれども、 進捗状況おのおの、またお伺いしたいと思いますので。
- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 今帰仁村議会へのテレビモニターの導入についてのご質問にお答えいたします。 議会へのテレビモニターの導入についてでございますが、議会運営状況を情報公開することによって、 村民が議会に関心を持っていただくことは、大変必要なことではないかと考えております。ただ、議会の 情報公開に関することでございますので、議会と十分調整し、議員の合意形成のもとで検討をしていきた いと思います。

2点目の今帰仁村コミュニティセンター2階へのエレベーター設置についてのご質問にお答えいたします。昭和59年7月に完成いたしました村コミュニティセンターは、村民の自主的活動、豊かな人間形成、村づくり等の拠点となり、また高齢者の生きがいの場等の社会福祉の増進を図る集客施設として多くのイベントや催し物に活用され、毎年2万人近くの方が利用しております。

これまでも議会を初め、地域住民や各種団体など多くの皆様から、エレベーターを設置するバリアフリーの充実を望む声が寄せられており、障害のある人や高齢者の方も利用しやすい施設としてその必要性は十分感じております。

村としても同施設のバリアフリー化推進のため工事費を見込み、福祉関係補助事業での整備ができない ものか調査してまいりましたが、福祉関係事業においては当該する補助事業はありませんでした。

コミュニティセンターへのエレベーターの設置は、今後の課題と考えており、早期実現に向け引き続き 庁舎内及び関係機関と協議調整を行い、村民の多目的な利活用はもとより、観光振興と絡めた総合的な複 合施設としての機能強化を図りつつ、一括交付金事業等での整備を検討していきたいと考えております。

#### O 議長 久田浩也君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議会へのモニターの導入は前にも全協でも提案いたしました。多くの議員がいい でしょうということでありましたので、再度2回目質問して終わります。この会議場の器材を減価償却も 切れて使用期限も切れていると私は思っております。多々議会中にも故障があって、議会の進行運営にも 支障が出ている状況でありますので、今いろいろな補助事業がありますので、ぜひそういう機会に何十年 も使った器材は整備しながら、また新たに隣村の議会もそういう方法で地域住民に理解が得られるような 議会活動云々ということで、本部町も名護市もあります。ぜひ今帰仁村もこれは整備すべきだと思います。 また議会で今何をしているか、村民だけではなくして職員も分からないわけですね。今議長がどういう質 問を受けているのか、我々は本部町で勉強してきました去年。担当職員が今課長がどういう質問を受けて いるかということで、次資料請求するだろうということで、資料を準備して待っております。ぜひ導入し てもらいたいとなと思っております。それによって議会の期間の短縮、今帰仁村よりずっと本部町は短い んですよね、毎年。それはテレビモニターの導入のおかげだと私は思っております。今何を質問されてい るから、何を準備すべきということで文書をつくった、また担当職員がそれに向けてモニターを見ながら 勉強しております。また今後、職員はゆくゆくは課長になる方もおるでしょう。そういう議会を見ながら 勉強させるのも一理あると思っていますので、ぜひ密室な議会ではなくして、村民に透明な議会をやるに は、モニター導入が一番いいと思っています。それと両方とも緊張感を持って議会を臨むことができると 思っています。職員・議員の質の向上をするためには、ぜひテレビモニター導入が必要だと思っています。 その時代に来ていると私は思っていますので、再度答弁求めたいと思っています。それによって、地域も 議会に関心を持つと思っています。今年の選挙は今帰仁村議選始まって以来の投票率の低さでありますの で、最低の投票率ということで新聞に載っていましたので、村民が議会に関心を持つためにはどうしても テレビモニターが必要だと思っております。再度答弁を求めていきたいと思います。

次に、コミュニティセンター2階へのエレベーターの設置ですね。外部エレベーター。旧今帰仁中学校 跡に社協が移動しまして、外部エレベーターが設置されております。社協より私はコミセンが利用する方 が多いと思っております。コミュニティセンターが1階であれば、こういう質問はいたしません。毎年、 老人関係のイベントが多くなりまして、この前もありました。いろいろ先輩方と関わっておりますと、社 協にはあまり必要がないけれども、なんでコミセンに入れないのかなという声が毎年多くなってきました。 ぜひいろいろな高率補助が今ある時期に十分事業計画されて、エレベーターを設置するように努力しても らいたいなと思っております。それによってまた今コミセンが2階だから行きたくないという方もおりますので、ぜひ村行事も先輩方を案内してできる方法を我々が考えるべきだと思っております。今、今帰仁村では4分の1ではなくて、もうそれ以上の高齢者が多くなっております。我々もあと四、五年では老人になる方がいっぱいいるんですよね。ぜひ今後の今帰仁村のお年寄りに優しい村づくりも考えるべきだと思っておりますので、再度答弁求めます。

- 〇 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

議会へのテレビモニターの導入についてでございますが、先ほども答弁いたしましたとおり、議会運営 状況を村民に知らしめるということは大変必要なことだと考えております。ただ申し上げたいことはこれ は議場の改善と言いますか、そういうことでありますので、議会議員の皆さんの話し合いによって、やは り合意形成をして予算を要求と言いますか、しなければならないということを申し上げているわけであり ますので、ぜひ議会でテレビモニターの設置についての議論をしていただきたいということであります。

次に、今帰仁村コミュニティセンター2階へのエレベーターについては、これは私も非常に感じております。そしてこれまでも補助事業でないかということをいろいろと努力したわけでありますが、なかなか補助事業がないということでありました。と言いますのは、よく使われているということを申し上げました、2万人以上。最近、JAの年金友の会とか、敬老会とかこういうのがありましたね。やはりお年寄りの皆さんが足腰がちょっと弱くなっているので、大変危ないと言いますか、これは早目に改善していかなければならないというふうには考えております。ただ、エレベーター設置につきましては、相当の予算がかかるので、これまで伸び伸びになっておりましたけれども、いろいろな福祉関係予算を補助事業があるかどうかを先ほど申し上げましたように検討したんですが、厳しい状況。そういう中で今後、一括交付金でできないかというのをそれ一本に絞って、平成27年度にできるように努力をしていきたいというふうに思っております。

- O 議長 久田浩也君 1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次君 再度求めていきたいと思います。テレビモニター、これは私は早急にすべきだと 思っています。来年、この器材が使える保証はないと思っていますので、毎回いろいろ直しながら使って いる状況ですので、この際、今さき村長が言われましたとおり一括交付金もある時期ですので、ぜひ何十年も使い古した器材もこの際、モニター導入と共に交替してもらいたいなと思っています。議会の了解が 得られないと難しいことでありますけれども、議会では大体話は去年しました。だけど議員がこれを断る 理由はないと思っていますので、議会にモニターいらないという理由はないと思っていますので、いつも みんな村民に透明な議会をやろうということでみんな述べていますので、これについて、ワッターはテレビはいらないという議員は私はいないと思っていますので、前にもこの話をしたときに全協でも話したと きにいいでしょうというのが多かったですね。反対はありませんでしたので、再度全協でも発議でやって いきたいですけれども、いらないという議員はいないと私は認識しておりますので、また今回議員に当選した方もいないと思っていますので、ぜひ古い器材を替えながらやってまいりたいなと思っています。前に質問の一問一答式云々のときにすぐ行動してくれました。あれは予算があまりかからなかったかもしれ

ませんけれども、予算云々ではないと思っています。いいと思ったことは行動すべきだと思っていますので、その発言残時間というのもすぐ設置しましたので、今必要なのは村民、職員に議会を透明に見せながら勉強させる我々は義務があると思っていますので、こちらでやっているメンバー全体で、ぜひ今年みたいな最低投票率にならない今帰仁村であるためには、村民が自分が投票した人がどういう議会活動をしているか、自分で聞いてみて次の投票に臨むべきだと私は思っています。小さい村で門中が多いから投票する時代はもう過ぎました。「議員が村民のために、職員とともにどんだけ汗を流して頑張っているか」を、4年に1回するのが選挙だと思っていますので、ぜひ議会の透明性というのがみんな言っていますので、そのためにはやはりモニターが必要です。本部町は各課にあります。住民課に一番大きいのがあります。みんなが見られます。ぜひそういう努力するのがこちらにいる我々の責務と思っていますので、再度答弁を求めます。

次にコミセンのエレベーターですね、コミセン上るのはゆっくり手すりに触って上って危なくないと言っています。下りるときが危なくて大変だと。下りが。ちょっと間違ったら転倒して大変な事故になるということで、上るときは我々もそうですよ。階段を上るときより下るときが大変なんですよね。みんな一緒だと思います。特に後期高齢者の皆さんはぜひそういう25%以上老人がいる田舎社会においてはぜひ必要なエレベーターだと思っています。 2階だからこそ必要だと思っていますので、1階は必要ありません。ですのでおりるとき事故してからやっても意味ありませんので、真剣になってこれに取り組んでもらいたいと思っております。再度答弁を求めます。

- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

議場のテレビモニターの件ですけれども、先ほども申し上げましたように必要性は認めております。議会からの要求があれば、これはどれぐらいかかるかというのも検討したこともございませんので、そういう予算も見ながら議会から予算の要求があったときには検討させていただきたいと思っております。

それからコミュニティセンターのエレベーターの件でございますが、非常に活用と言いますか、利用されておりますので、この必要性は非常に認めております。そういう中で先ほどを申し上げましたように身体の不自由な方、高齢者の皆さんがそこをよく使いますので、その現場と言いますか、そういう上り下りをよく私も見ております。そういう意味では早目にバリアフリー化を進めていきたいと思っておりますので、一括交付金でエレベーターが導入できるように再度努力していきたいと思っております。

- 議長 久田浩也君 次に、内間利三議員の発言を許します。3番内間利三議員。
- 3番 内間利三君 平成26年第3回今帰仁村議会定例会において、さきに通告してありました5点について一般質問をいたします。

1点目、今帰仁城跡美化について。1. 現在も城跡内外の美化はされてきていますが、イ. これからの 美化方法についてどう取り組んでいく考えなのか伺います。ロ. 現在、植栽されている桜の植栽した方の 名前等がほとんどなくなっているがどうする考えなのか伺います。

2点目、茸第2生産施設の運営状況について。1.生産高の状況について伺います。2.平成26年3月 定例会の一般質問後の状況について伺います。 3点目、諸志ナート河川上流の排水処理について。1.上流地区、崎山、仲尾次、与那嶺地区及び諸志での氾濫防止対策について。イ.以前より質問してきていますがどうする考えか伺います。

4点目、各学校教室のクーラー設置について。1. 設置状況について伺います。

5点目、村観光大使について。1. 選定の進捗状況について伺います。

- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- O 村長 與那嶺幸人君 内間利三議員のご質問にお答えいたします。

1点目に、今帰仁城跡美化についてのご質問にお答えいたします。

イについて、24年度から一括交付金の環境保全美化推進事業で賃金職員を採用し、環境美化に努めています。26年度以降も継続していく計画であります。桜は城跡にとってなくてはならないものであり、管理は徹底して努めていきます。また、クワンソウやユリ、ツワブキ、ハイビスカスの花木類もふやし、四季折々の花を咲かせていきたいと思っております。

ロについて。グスク桜まつりも7回を数え村内外にも周知されるようになってまいりました。第1回から5回まで村長、村議長等で河津桜の記念植樹を行っています。残念ながら記念樹は上手く育たなく第1回、第2回の記念樹は全て枯れてしまいました。24年に植栽された記念樹はよく育っていますが、その他の記念樹はあまり勢いがございません。その記念樹には植栽した方のネームプレートを設置しましたが破損したものもあり、直していきたいと思っております。

茸第2生産施設の運営状況の質問にお答えいたします。高鮮度、高品質な県内産茸への県内需要が見込まれ、カロリーが少なく食物繊維が多い特性から健康機能食品として注目を浴び、県民の健康づくりへの関心が高まる中、時流に合った有望な特用林産物であります。

村内林業の振興を図るため、村内で生産しているエノキに続き、大規模生産が可能なエリンギ、クロア ワビタケを生産する目的で、茸第2施設を整備しました。同施設については、平成23年3月10日に平成22 年度沖縄北部活性化特別振興事業として国へ交付申請を行い、同年3月11日付で交付決定され、平成24年 5月16日に竣工し、平成25年1月18日付け「農業生産法人株式会社マッシュファームなきじん」と茸第2 生産施設賃貸契約書を交わし、同年3月29日に操業を開始しております。

また、茸生産施設の効率的な運営を図るため「今帰仁村茸生産施設の管理運営に関する条例に基づき、 平成26年6月10日に茸第2生産施設の管理運営協議会を開催しました。

さて、年間生産計画高はエリンギ164トン、クロアワビタケ21トンとなっております。平成25年4月から平成26年3月までの生産高はエリンギ96トン、平成26年4月から8月までの生産高は55トンとなっております。クロアワビタケについては生産されておりません。

また、エリンギについて決算報告年度(平成25年9月~平成26年8月)に合わせて生産高を見てみますと135トンとなっております。収支状況につきましては、第2期決算報告書(平成24年9月1日~平成25年8月31日)において185万2,851円の赤字となっております。第3期の決算報告については10月に予定の第2回茸第2施設運営協議会で管理運営状況について報告を受けることになっております。現在、正確な収支については把握しておりません。

次に、諸志ナート河川上流の排水処理対策についての質問にお答えします。ご質問の諸志幹線排水路の

排水処理について、平成24年6月議会定例会においても質問がありました。諸志幹線排水路については、 大きな課題だと認識をしております。平成10年度に、水路断面の検討がなされております。流域面積は 4.95平方キロメートルで、村土面積本島部の13.5%に達する広大な面積を有するため、検討された計画水 路幅員は1.3倍になり、工事費は当時の算定で5億円を超えるため、団体営事業としての採択基準を適用 できないので、県営事業としての採択を沖縄県農林水産部へ要望しましたが、県営で進めるに当たっては、 受益面積が足りないので、県営の採択が難しいとのことでありました。

また、地元説明会において、幹線排水路を拡幅した場合、沿線に多くのつぶれ地が生ずるため、沿線地 主の同意を得ることは容易ではないとのことであり、整備計画を中断した経緯があります。上流でのダム 建設や中流での調整池等の施設を整備する方法による治水対策については、費用対効果なども考慮し検討 をしていきたいと考えております。

現在、進めている対策としましては村づくり交付金(西部地区)において、平成25年度に農排1号の工事のなかで、沈砂池を整備しております。また、村づくり交付金(今帰仁西部地区平成27年度採択を目指して県と調整中)の事業において下流から650メートルの範囲の土羽部分のかさ上げを計画しております。通常の諸志幹線排水路の管理も非常に大切です。農地・水環境保全組織として仲尾次区、与那嶺区、諸志区、兼次区についても構成組織されております。その中の事業として、毎年排水の状況を確認して必要があれば排水路の浚渫等の管理作業を行なわなければならないとあります。流域の地区と組織が機能するよう連携を図り災害を未然に防ぐよう努めてまいります。

次に、各学校教室のクーラー設置について、お答えいたします。今帰仁村内の3小学校1中学校における空調設備いわゆるクーラーの設置につきましては、職員室などの管理室等を含まない教室への設置状況は、兼次小学校ではパソコン教室、図書室の2教室。今帰仁小学校ではパソコン教室、図書室、学び教室の3教室。天底小学校はパソコン教室、図書室、学び教室の3教室。今帰仁中学校ではパソコン教室、図書室、多目的教室の3教室となっており、小中合わせて11教室の設置となっています。普通教室におけるクーラーの設置は小中とも未設置となっております。

次に、村観光大使についてのご質問にお答えいたします。平成24年3月定例会で質問がありました、その後の取り組みについてお答えします。観光大使には、その地域にゆかりのある芸能人又は有名人を選任する方法の二種類があります。本村では、今帰仁村にゆかりのある芸能人、又は有名人を選定する方法を考えましたが、未だ今帰仁村と連携を図り、今帰仁村の魅力を存分にPRできる適任者を選任できていない状況にあります。今後は、文化、芸術、スポーツ、産業、歴史等の分野で本村にゆかりのある方々から複数人を選任する方法等、選任の幅を広げ観光協会や商工会などの関係団体とも連携し協議を重ねて観光大使の位置づけについて再検討し、観光大使の設置及び委嘱に向けて進めていきたいと考えております。

#### O 議長 久田浩也君 3番内間利三議員。

○ 3番 内間利三君 1点目の今帰仁城跡美化についてですが、いろいろ計画しているのは分かるんですけれども、やはり先ほど午前中にも一般質問あったようにどうにかお客さんを集め、いろいろな面で美化が大変必要ではないかなと思って、再度一般質問しているんですが、クワンソウとか、この前ちょっと見たんですけれども、ハイビスカスがポットに植えられてまつりのときの道路に置かれているんですけれ

ども、あまり管理がよくないですね。水不足でちょっとしおれたりしております。それと種類も私が見た限りは1種類じゃなかったかなと思っております。それとこの桜植栽しているんですが、植栽している名札、ネームプレートというんですか、それがもうほとんど消えて見えない状態ですね。何のための記念植樹かと思うぐらい、これは残念でならなかったですね。この木はだれが植えたのか、将来5年、10年後となると、やはりそういうものが大変値打ちのあるものだと思うんですけれども、ネームプレートというのが、これはうちの親父が植えたんだとか、おじいが植えたんだとかいろいろ出てきますので、そういうものも大変必要ではないかなと思っております。それに対して、村長の答弁もう一度求めます。どのようにやっていくのか。

それと2点目の茸第2生産施設の運営状況についてなんですが、以前にもやっているんですけれども、なかなか厳しいというのが現状だと思うんですが、事業する人は皆さん全部そうだと思うんですけれども、これ軌道に乗せるためには相当な努力が必要だと思い、自分もそばから見て大変だなという気持ちで何とか奮い立たしたいなあと思って、この質問をしております。村も実質的に数字を上げていくと、最初の年間生産予定がエリンギが164トン、クロアワビタケが21トンということなんですが、現在、この前の書類から見るとまだまだこの生産トン数も足りないんですよね。それと現在エリンギしか生産していないんだと。ではクロアワビタケはちょっと職員に聞いたらぼつぼつ手があけているということではあるんですが、やはりそういうものも事業変更届とかそういうものをなくてもこうしてよかったのかどうか、そのあたりの答弁を求めます。

それと生産高が結果的に予定としては164トンなんですが、25年9月から26年8月まで135トンで、これはエリンギだけの生産なので、これも生産高にまだ追いつきませんね。そういうあたりの計画、それと現在の収支のバランスですが、現在は生産支援事業という補助事業が入って、何とか一時的な黒字とか出しているんですけれども、これを吟味すると莫大な赤字だということになりかねないので、そのあたりのものをどう村としてどのような手助けができるのか。

3点目のナート河川の件ですが、これも兼次、諸志、与那嶺の農家のハウスですが、毎年浸水でスイカ等が水で浸かって、もう製品にならないんだということも毎年度々聞いていますね。だからそういう被害を防止するためには、これは農家も努力して、客土してやっているんですけれども、客土だけでは間に合わないんです。それと拡幅ということもあったんですけれども、拡幅もなかなかままならないで、これはなかなか難しいんだということであります。だから、ぜひこれはダムとか、調整池をこれを一、二カ所で止まるものではないと思うんですよ。結構、水域があっちこっちから集まっておりますので、だからこれを長期的に計画的にこういうものをする考えがないのかどうか。いろいろ調整してきたということではあるんですけれども、これはもう農家の本当にスイカとか、今帰仁の命ですよね、農家の。これをどうして解決していくのか、そのあたりもう一度答弁を求めます。

それと4点目の各学校のクーラー設置。これは図書館とか、パソコン教室とか、そういう特殊な教室は 入っているということであるんですが、今年みたいにこの猛暑の年が地球温暖化でもう毎年毎年暑くなる ような感じの状況ですよね。いい環境で勉強させて学力を伸ばそうと。現在、今帰仁村も学力が小学校は 伸びて、上位のほうに来ているということであるんですが、やはりもっと延ばすためには環境をよくして いかないといけないと思いますので、このぜひクーラー設置を未設置のところは必要性があると思っているのか。それとも思っていたらやる計画があるのか、先ほどの答弁では未設置だけで計画はあるとかそういうものはうたっていなかったですね。そういう答弁を求めます。

それと 5 点目の観光大使についてなんですが、これも以前に24年3月に質問しているんですが、この観光大使はもう今帰仁村にはなくてはならない大使制ではないかなと思うんですが、観光に対してですね、今帰仁城跡も世界遺産でいろいろと観光の目玉。先ほども質問があったようにいろいろと収入源の元であります。マジックアワーランとか、いろいろ祭りとかもあるし、そういう文化面に対してもやはり大変必要ではないかなと思っております。その委嘱に向けて進めていきたいということではあるんですけれども、24年3月からもう26年9月ですよね、長くかかりますね。これもいろいろ検討した結果なのかなと思うんですが、なかなか商工会とか、観光協会との役場との協議が進んでいないのかなと。はたから見るとあまり長らくかかりすぎるんで、そういうものなのかなという感じも受けますので、そういうあたりはどうなのか、もう一度答弁を求めます。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後2時14分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後2時14分)

與那嶺幸人村長。

- 村長 與那嶺幸人君 今帰仁城跡の美化については、これは管理面でのことでありますので、社会教育課長から答弁をさせたいと思います。
- O 議長 久田浩也君 上間恒章社会教育課長。
- 〇 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質問にお答えします。

今、ハイビスカス、確か鉢植えいたしまして、在来のハイビスカス、ブッソウゲですか、ということで、沖縄らしいブッソウゲを植えたつもりでございまして、管理面は確かに雨が降らなくてしおれているときも多々ございます。私も2週間に一遍ほどは城跡に行っているつもりではありまして、担当には徹底的に管理しなさいと指示は出しておりますけれども、手が回らないときは若干やはり管理不足面も否めません。反省をしております。ネームプレートに関しては、確かに議員がおっしゃるとおり、もう破損したり、台はあるんですけれども上のネームが飛ばされたり、何もなくてそのまま放置されているところもあります。この植栽に関しては祭り実行委員会のほうでやっておりますけれども、管理は文化財であろうかと思っておりますけれども、どういうネームプレートに改善できるかというのも含めて、補修をしていきたいと思っております。以上です。

- 〇 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 茸第2施設の運営状況の中で、生産面もございましたが、当初やはり慣れないといいますか、なかなか難しい状況があったと思います。ただ、社長を初め職員が努力した結果、最近では非常にいい商品を生産量も非常に増えて、生産についてはあまり心配ないような状況にあります。ただ、販売につきましては、エリンギが県内では初めてということでなかなか販路については厳しいものがありましたけれども、これにつきましても、10月からは一定のめどがついていると思っております。クロアワビタケにつきましては、これまで先ほども申し上げましたように非常にエリンギの生産について、難しい

といいますか、研究していろいろそれに集中した関係でクロアワビタケまではまだ生産しておりませんけれども、これについても順次落ち着いた状況の中で生産していくのではないかとこのように考えております。平成25年度につきましては、緊急雇用がありましたので何とか経営できたという面もありますが、今後、村としても特に販路については、一緒になって協力をして品物はいいわけでありますので、しっかりと連携を取って経営がうまくいくように最大努力していきたいと思っております。

クロアワビタケですが、これは生産されていないんですけれども、これは計画変更があるかということでありますが、その計画は今のところはないと思っております。収支バランスについては、11月に決算報告の予定がありますので、その状況を見ながら検討していきたいと思っております。

それから諸志のナート川河川上流の排水対策については、経済課長から答弁をさせたいと思います。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後2時19分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後2時20分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 諸志ナート川河川の整備についてのご質問にお答えします。

上流等でのダムとか、調整池とかの整備の計画とか、今後あるのかどうかのご質問だったと思うんですけれども、先ほど村長の答弁の中でもありましたとおり、平成10年度に結構大幅な流域の調査をやっております。諸志地区でのその完成整備には10億円以上の予算がかかるということでのそのときの調査結果が出ておりまして、今現在まで伸びてきている状況にあるということであります。昨年度平成25年度の農排1号の関係で与那嶺地区の1排水の支流のほうに沈砂池、小規模ではございますけれども、つくられております。その効果がどの程度のものか含めて、それから平成27年度今帰仁西地区のほうで諸志から兼次、今泊までの整備事業の中で下流域から650メートルほどのかさ上げを予定しておりますので、その辺の効果と。それから今諸志の畜産試験場から支流ですか、その河川のほうも河川の護岸ですか、その辺の整備等もある関係の中で上流部のほうで通称「ピャンガー」で沈砂池的なものができるかどうかを含めて、今後、県との調整していく中で検討していきたいと考えております。以上です。

- O 議長 久田浩也君 田港朝津学校教育課長。
- 学校教育課長 田港朝津君 先ほどのご質問にお答えします。

各学校のクーラーの設置ですが、普通教室に対するクーラーの設置につきましては、現在具体的な計画がなされておりません。教育委員会において、各学校の施設整備の事業計画を踏まえて、今後前向きに検討していきたいと考えております。

- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 観光大使についてのご質問にお答えしたいと思います。

村としては、これまで観光大使につきましては、本村にゆかりのある芸能人とか、ちょっと有名人を選定したいと考えておりました。なかなか適任者と言いますか、お願いできるような方がいなくて、延び延びになっておりますが、先ほど答弁いたしましたように今後は一人と言わずに複数人を選任したいと。いろいろな今帰仁出身で経済とか文化とかいろいろな面で頑張っている皆さんはあまり芸能人とか、特定な人ではなくて、選任をしていきたいと。それをするには先ほども答弁いたしましたように商工会とか、観

光協会との連携を図りながら選任をしていきたいと思っております。幅広く人材を求めていきたいと思っております。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後2時24分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後2時24分)

與那嶺幸人村長。

O 村長 與那嶺幸人君 申し上げたいと思います。

これまでは、先ほども申し上げましたように有名人と言いますか、芸能人ということである意味限定しておりましたので、これにつきましては観光協会とか、商工会とかの連携は取っておりません。

- O 議長 久田浩也君 3番内間利三議員。
- 3番 内間利三君 1点目の今帰仁城跡の美化についてなんですが、管理のほうはちょっと足らずでということを言っておられたんですが、やはり木はこの鉢なんかに植えると余計に管理しないと水分不足が生じますので、これは地面に植えている以上にたくさん管理が必要だと思います。ぜひ、こんな暑い中で木も大変滅入っていると思いますので、必ず毎日回って散水してください。本当は理想的には朝夕なんですけれども、それができるかどうか答弁を求めます。この城跡内の植栽なんですが、前回も私質問したときに、この植栽するときに職員だけではなくて、前回多分職員とこの臨時職員とかで植栽したと思うんですが、学校とか老人会、婦人会とかそういう団体も利用をすることによって、この経費も少なくなると思うし、それと植える人も思い出づくりですね、城跡での思い出づくりもできると思うんですよ。これはここはどこの地域が植えたとか、どこの学校が植えたとかいうことになると、後世に引き継ぐこともできるし、やはりぜひこれはこのようなことを村民網羅した植栽をしていただきたいですね。ユリなんかの場合は、余計にこういうものが可能と思いますので、人手が沢山いるし、ぜひ球根とか植えるときにはそのようなやり方が可能なのかどうか、もう一度答弁を求めます。

これとネームプレートなんですが、このネームプレートは本当に私はこの前、ぱっと行ってどうなのかなと見たら、もうほとんどないものだからこれではもう何の値打ちもないなという感覚を受けたので、これはぜひ改善する方向でやっていただきたいと思います。

2点目の茸第2生産施設の件なんですが、高鮮度・高品質というのは、お互い全部近くにあるので、分かると思うんですが、大変おいしいし、やはり奨励したいなという作物なんですが、やはり職員が安定して仕事ができるようにもちろん代表者以下全部努力しているのは見えているんですが、ぜひこれを早く軌道に乗せて、この今帰仁村の有望品目として、ぜひ頑張っていただきたいと思います。そのためにはやはり前回の生産支援事業みたいな感じのものがもっとないのかどうか。村としてはそういう事業を探して、ぜひ与えて軌道に乗せる方向に導いてほしいと思います。それともう販売はやはりJAに頑張らすということなんですが、これもぜひ今まで以上に頑張って、この売上しないとどうしても生産だけ伸ばして、売り上げができないということになると、困りますのでぜひそういうものも連動して村と会社と連携しながら、ぜひ頑張って一流の会社にしてほしいと思います。

それと3点目のナート河川のほうなんですが、これはいろいろとこの10年度からこうして計画してやったということはもう私らも地域に住んでやはりそういう計画の地元説明とかそういうものもあったんで、

分かるんですが、やはり27年度採択のこの3字の事業で、どれぐらい改善できるのかちょっと分からないんですが、やはりこれプラス、このダム建設とか、調整池の計画は私はぜひ同時進行でもいいから、それに充てるものはやっていってほしいなともう一度答弁求めます。

4点目の各学校のクーラー設置についてなんですが、現在は計画はないということであるんですが、いろいろと計画していきたいというような課長の答弁だったんですけれども、これはもう今からの時代ではもうぜひこの設置していい環境をつくっていって、勉強をさせていただきたいと思います。これをもう一度答弁求めます。

それと5番の観光大使についてなんですが、この3月の定例会の時点での答弁は、観光協会もできたしということでいろいろと連携を取ってきているのかなと思っていたんですが、今さっきの村長の答弁ではあまり連携を取られていないような答弁だったと自分は思いますので、もう一度そういうあたりどうなのか、答弁を求めます。それと観光大使として、やはりお互い今帰仁のグスク祭りなんかでもいろいろとやっているこの書道家の田場珠翠さんですか、そういう方もおられるし、いろいろおられるのでこのぜひ早目の検討をして、ぜひ今帰仁村に観光大使を置いて、観光のPRとか、文化のPRとかいろいろやってほしいなと思いますので、もう一度答弁を求めます。

- O 議長 久田浩也君 上間恒章社会教育課長。
- O 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

3点だったと思うんですけれども、今ハイビスカスがプランターの鉢が交流センターの前にもございます。そして、交流センターに行かれる動線上に数ははっきりしていないんですが設置してあります。そして、ホウセンカのほうもプランターのほうに交流センターの前ではありますけれども、植え付けされております。毎日散水できないかというご質問でありましたけれども、毎日は物理的には無理だと思っておりますけれども、努めて散水をしていきたいと思っております。まず土日は職員休みなものですから、毎日お約束はいたしかねます。ただし、交流センター前に関してはやはり指定管理者が毎日いますので、ここのほうは徹底して散水ができるかなと思っております。あとは植栽に関してでございますけれども、各種団体と連携してできないかということではありますけれども、去年はゆりを2,000ぐらい植え付けてあります。2,000弱だったと把握しておりますけれども、去年は役場職員が村長三役です。あとはボランティアガイドさん、あと今泊区からも何名かいらっしゃっておりました。植え付けておりますけれども、今年も11月ごろにユリの植え付けを計画しております。その中でやはり植え付け日を設けて、村民に各種団体及び村民に知らせていって、ユリを例えば各家にあるゆりの球根でもよろしいと思っております。野生のものは現在は探せませんので、そういう持ち込みも可能かどうかも含めて、各種団体に呼び掛けて植栽をしていきたいと思っております。

あとはネームプレートの件ではございますけれども、今さくら祭り実行委員会のほうに聞いたところ、 実際には植え付けた記念植樹をなさった方がどの木を植え付けたかというのはちょっとまだ把握できない ところがございまして、これも一応把握した中でやはり補修なり改善して早目に対処していきたいと思っ ております。以上です。

### O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

第2施設の運営につきましては、初年度は緊急雇用があった関係で非常に運営がよかったのかなと思っておりますが、先ほどの質問の中で今後、この事業が継続できないかと。また新しい事業がないかということでありますが、緊急雇用につきましては、これは初年度だけでありまして、継続はできないと理解をしております。その他の補助事業につきましては、検討をして運営しやすいように村としてもそういう面でも支援をしていきたいと思っております。先ほども申し上げましたけれども、生産はある一定の成果を上げて、これから増産体制も取れるということを聞いておりますので、あとは販路の開拓をして適切な値段と言いますか、このマッシュファーム今帰仁が本当に運営できる値段で売れるように、村としても最大努力していきたい。そこがやはり支援策としては大事かなと思っております。

それから諸志のナート川の対策でありますが、なかなか流域が広いという関係で難しい面もありますが、私も雨が降るたびに呼ばれたりとか、また意識をして現場を見に行っております。年に数回、氾濫をしております。そういう意味では、この地域の皆さん、農家の皆さんの本当に苦労は非常に理解をしているつもりではありますが、なかなか難しい状況でありますが、27年度からスタートいたします村づくり交付金でどれだけできるかということを地域の皆さんと検討をさせていただきたい。そして、先ほど議員からもありましたようにため池、調整池と言いますか、それができるような事業がないか、再度検討させていただきたいと思っております。

学校のクーラーにつきましては、担当課長から答弁をさせたいと思います。

- O 議長 **久田浩也君** 田港朝津学校教育課長。
- 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えします。

教育委員会としましては、今後予定されるプロジェクトとして3幼稚園の整備、それから今帰仁小学校の整備を控えておりますが、その中でクーラーの設置を合わせて、財政当局と調整して整備を進めていきたいと考えております。

- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 観光大使についてのご質問にお答えしたいと思います。

これまではやはり本土と言いますか、芸能人として非常に活躍している人を想定して、この身近なところは考えていないところがございました。それではなかなか大使が選任できませんので、先ほども申し上げましたように今後もっと身近な文化、芸術、スポーツ、産業、歴史とか今帰仁村の出身者とか、そういう人たちも含めて、検討させていただきたい。その中に田場珠翠さんはお父さんが仲尾次の出身ですので、また他にもそういう感じで見るとある意味ではこの身近なところにいらっしゃるんですよ。そういうことで数人、一人と思ってなかなか選定が難しかったんですが、複数人を選定したいと思っておりますので、今後はこれがスムーズにいくのかなと思っております。

- 議長 久田浩也君 休憩いたします。10分ほど休憩を取ります。 (休憩時刻 午後2時40分)
- O 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時53分)

日程第2.「議案第26号 今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

O 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

日程第3.「議案第27号 平成26年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を議題といたします。 これから歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。11番東恩納寛政議員。

O 11番 東恩納寛政君 議案第27号 平成26年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について質疑を行います。

歳入の15ページ、16款国庫支出金、2項国庫補助金の中のいわゆる総務費国庫補助金で社会保障・番号制度システム整備補助金66万3,000円というのが出ていますが、当初予算でも出てあったんですが、まだその実施の段階ではないと聞いていますが、今回の補助金はどのような内容なのか、説明を求めます。

それから同じ歳入で20ページ、17款財産収入、2項財産売払収入に不動産売払収入、土地売払収入104万130円となっています。その説明を求めます。

あと21ページ、寄附金ですね。一般寄附金のうるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金の348万円。それから指定寄附金の地域活動拠点活性化事業91万9,000円。関連して、次のページの22ページの繰入金、財産購入基金100万円。説明を求めます。

- 〇 議長 久田浩也君 小那覇安隆総務課長。
- 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず15ページ、15款2項1目の1節総務費補助金、これは社会保障・番号制度システム整備事業の補助金ですけれども、これはマイナンバー制度の補助金でございまして、前回は住民課、住民税とか住民課の番号制のシステム改修で、今回は厚生労働省対応分と言って、これは年金とか、福祉関係の番号制度の移行の補助金でございます。中間サーバー対応分というのは、実はこの中間サーバーと言いますか、これが九州地区は九州地区で1箇所にサーバーがあって、そこにつなぐような方法というらしいんですよ。その分を国の10分の10の補助で、市町村の負担分ですね。この中間サーバー対応というのは。厚生労働省対応分というのは先ほど申し上げました年金等の番号制移行のシステム改修です。

あと21ページ、うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金、これについては例のふるさと納税で6月補 正でやりましたけれども、その後入ったお金ですね。10件で、法人が3件、あとは個人が7件です。額に して3万円から上のほうは100万円です。以上です。

- 議長 久田浩也君 當山清巳総務課主幹。
- 総務課主幹 當山清巳君 歳入20ページのほうの土地売払収入、字越地とあるところですけれども、 場所は村の陸上競技場ですね。西側のほう。住宅の入口部分になっていた道路部分ですけれども、それは 住んでいる方への売り払いです。学校用地となっているのは、普通財産にして売り払いした金額というこ とです。

21ページの地域活動拠点活性化事業の指定寄附金のほうの91万9,000円、これは玉城区の玉城の工事費増に伴う区の寄附金の増ですね。以上です。

それと22ページ、繰入金のほうですが、財産購入基金のほうの100万円、これは道路維持費のほうの道

路用地の購入費に充当しています。それとうるおいと安らぎの村づくり応援基金のほうの400万円、これのほうはグスク交流センター事業費等の印刷製本費のほうに充当しております。以上です。

- O 議長 久田浩也君 11番東恩納寛政議員。
- 11番 東恩納寛政君 説明で応援基金とうるおいと安らぎのむらと確認しました。社会保障番号制度 の件なんですが、中間サーバーということで九州地区と、これは有線なのか、無線なのか、サーバーとい うのは、その質疑の意味なんですが、有線にしても無線にしてもやはり個人情報がそこに入るわけですの で、この辺のところのセキュリティーと言いますか、これはどうなっているかです。

それから当初のときも質疑をしたわけですが、もう大体いつごろという目処はついているんでしょうか。 マイナンバー制が実施されるのは。もう既に国庫補助10分の10で行っているということは、もう日程もあ る程度スケジュール詰まっていると思いますので、その辺がもし見えるんでしたら答弁を求めていきたい と思います。

それから先ほどの売払収入の件なんですが、国道の近くであるので、結構高いのかなと思います。その 坪単価あたりまで分かりましたら答弁を求めます。

- O 議長 久田浩也君 小那覇安隆総務課長。
- 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

15ページの社会保障・番号制度システム整備補助金、マイナンバー制度に伴う質疑でございましたけれども、まず1点目のこれに関しては専用回線ということを聞いております。有線ということで、ご質疑のとおり、この個人情報等々の関係もございます。このマイナンバー制度の導入スケジュールですが、これは国のほうで示されているものですけれども、27年の9月から10月に関して、個人番号が国のほうから振られてきます。個人番号が振られてきて、27年の12月から28年1月にかけて個人番号のカードの交付等々がございます。それを受けて国の機関との28年度に入りますと国の機関との連携の開始とか、そのスケジュールが今手元にございますけれども、今のところの予定はそのようになっていると思われます。以上です。

- O 議長 久田浩也君 當山清巳総務課主幹。
- O 総務課主幹 當山清巳君 先ほど20ページのほうですが、面積が117平米、平米単価で申しわけないんですけれども、8,890円です。
- 〇 議長 久田浩也君 11番東恩納寛政議員。
- 11番 東恩納寛政君 社会保障・番号制度システムの件では、もう1年ちょっとで実施になるということで、結構これは国のほうでもあるいは地域でも、その導入に対するいろいろな異議とかもありましたけれども、これも既にスケジュールに入っているということは、もうある程度、地域住民のコンセンサスというのか、これはやられていると考えていいのかなと思うんですが、でもまだやはりナンバー制に対するいろいろな不安と言いますか、情報漏えいですか、それはいろいろな議論が出ていると思います。これからはもうただ粛々と国がやるからということで、実施するということではなくてやはり村としてもこれに対する対応というのは、必要があろうかと思います。質疑ですので、あまり細かいことはいいませんですけれども、これについての村民説明と言いますか、そういったのもこれから計画されているのか、ただ

国がやるからということで、押しつけてどんどん進めていっていいのか、その辺のことももし今計画があるんでしたら、答弁を求めたいと思います。

- O 議長 久田浩也君 小那覇安隆総務課長。
- O 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

確かにマスコミ等を通じていまして、いろいろな個人総背番号制というそういう範疇に入るかと思います。それについては賛否あったということを聞いておりますけれども、ただ1地方自治体としましては、法律が制定されてそれを国策と言いますか、そういうことでどんどん今は実施スケジュールという段階なんですよね。そこでこの地方の団体として協議して、また例えばそういう声が出ているんだったら、今の質問の中でも少し後戻りして、こういう住民説明会とかあり得るかと思いますけれども、いかんせん今、私がお答えできるのはこの国の実施スケジュールということの中で、今進んでいるということでございます。法律のほうができ上がりまして、今の段階はこういう段階でございます。以上でございます。

- O 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。
- **〇 1番 與儀常次君** 歳入9ページからです。1款村税、1項村民税、1目個人、現年課税分の1,347 万円の説明を求めます。

それと15ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金の2目民生費国庫補助金の4節臨時福祉給付金事業の説明。

それと18ページ、16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、2節沖縄振興交付金事業補助金 1,120万円の説明。

次のページの19ページ、3目農林水産業費県委託金の1節農業費委託金25万円の説明。 次に24ページ、21款諸収入、4項雑入、4目雑入、2節雑入1,026万円の説明を求めます。 次25ページ、6目農林水産業費受託事業収入、この93万円の説明、以上。

- O 議長 久田浩也君 田場盛史住民課長。
- 住民課長 田場盛史君 ただいまのご質疑にお答えします。

1 款村税、1項村民税、1目個人の現年度分でございますが、当初均等割を3,500円掛けるの2,861名、1,001万3,500円、所得割を1億3,375万8,188円、合計1億4,377万1,688円で予算計上しておりましたが、納税義務者等の増により、均等割が3,500円掛ける2,945名で1,030万7,500円、所得割が1億4,693万4,548円、合計1億5,724万2,048円で、当初予算計上額から増となった1,347万360円を補正するものでございます。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後3時12分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後3時12分)

當山清巳総務課主幹。

- O 総務課主幹 當山清巳君 18ページ、沖縄振興特別推進交付金1,120万円の増ですが、これは村の総 合運動公園機能強化事業費に伴う増です。
- 〇 議長 久田浩也君 島袋輝也経済課長。
- 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

19ページ、16款3項3目農林水産事業費県委託金の中の農業費委託金25万円の件についてでございますけれども、水土里ウォーキング委託費と言いまして、県からの水土里の道、土地改良の道ですね。ウォーキングを今帰仁村でやるということでの予算計上です。期日は決まっていまして、10月12日に中央公民館前をスタートしまして、渡喜仁、運天、上運天、勢理客で出発点へ戻るというコースを予定しております。全長約9.8キロメートルのウォーキングをやる予定になっております。

続きまして、25ページ、21款5項6目農林水産業費受託事業収入ということですけれども、その中の農 林水産事業費受託収入93万円についてですが、農地中間管理事業業務委託費、農業振興公社よりの委託費 で53万円、それから有害鳥獣防除対策として県有害鳥獣対策協議会より400匹のマングースを駆除すると いうことで、40万円を計上しているところでございます。以上です。

- O 議長 久田浩也君 上間恒章社会教育課長。
- 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えをいたします。

24ページ、雑入でありますけれども、2節、項目は福祉保健課にまたがりますけれども、社会教育課の部分でお答えしたいと思います。カレンダー・雑誌等の販売ということで40万円計上しておりますけれども、カレンダーはやはり27年のカレンダーを月めくりを3,000部印刷する予定であります。その中で一応販売は500円ということで計上してありますけれども、約400部ちょっとを予定しております。26年は全部PR用ということで、各個人個人、法人とかにお配りしましたけれども、やはり27年は財政も厳しい折、ぜひ販売していきたいということであります。そういう中でここにいらっしゃる議員の皆さん、職員の皆さんもぜひご協力をお願いしたいと思います。500円の予定をしております。あと雑誌等は今帰仁城跡を中心とした雑誌を印刷予定であります。これは一応7,000部余りを雑誌を予定しておりまして、一応は東洋企画さんを予定しておりますけれども、40ページにまたがるカラー印刷の中で、雑誌を作成いたしまして、今帰仁城跡を全面的にPRしていきたいと思っております。その中でこれは時間をかけて販売しないといけませんので、26年度は600円で販売する予定になっておりまして、約300部販売をする予定になっております。販売が多ければ多いほど歳入も越しますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

- 〇 議長 久田浩也君 宮里 晃福祉保健課長。
- 福祉保健課長 宮里 晃君 歳入15ページの安心子ども基金補助金についての8万円の減につきましては、幼児の予防接種事業の減に伴うものでございます。

4 節臨時福祉給付事業になりますけれども、この臨時福祉給付金事業は本村では7月15日から3ヶ月間給付事業として実施しておりますが、その給付事業の中身について非課税世帯もしくは子供を持つ親の対象者という非常に対象となる方の確定が煩雑でございました。つきましては、その確定作業及び申請作業の確認のために賃金職員の増となっています。この事業については、10分の10でございますので、民生費国庫補助金に充当してから支出しているという状況であります。

続きまして、24ページ、2節雑入の負担金一般会計精算償還金についてでございますが、これは介護保険の平成25年実績に伴うもので、中身につきましては要介護の認定にかかる経費の償還金でございます。 そして、その下の負担金特別会計精算償還金につきましても、同じく平成25年介護保険の償還金でござ いますが、このほうにつきましては、介護給付に係る経費の償還金でございます。主にサービス料や審査 手数料となっております。そして、5万5,826円につきましては、障害継続分の審査判定に係る平成25年 の償還金で、これは実績に伴うものでございます。以上です。

- O 議長 久田浩也君 1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次君 何点か再度質疑したいと思っています。18ページ、事業費の増、運動公園と説明 がございましたけれども、これは運動公園の今までテニスコートとか、整備されているところの増なのか、 今後向こうには夜間照明云々もありましたけれども、これに伴う増なのか、説明求めます。

それと24ページ、カレンダー・雑誌とこれは去年つくっていろいろ好評でありました。今年からは販売ということでありましたけれども、ぜひそういうのを進めてもらいたいなと思っています。先ほどの質問にもありましたので、今帰仁村のPRに貢献しているという声があります。できましたら城跡だけではなくて、いろいろ今帰仁村にはいろいろな景色のいいところとか、古宇利大橋とかですね。いろいろありますので、今後は城跡だけにはこだわらず今帰仁の観光をPRするためにも、そういう活動が一番大事だなと思っておりますので、ぜひ村の事業に予算もつけて、我々村民全体で村をPRする活動も必要だと思っていますので、今後は城跡にこだわらず村全体にやっていく計画が今後あるのかどうか、答弁を求めます。それと次の25ページ、有害鳥獣駆除。いいことが出たなと思っています。今までカラスにいろいろやってきました。今後はマングースもいろいろ被害が多いということで予算がついて、農家にとってはいいことだなと思っております。説明ではマングースを買い取り400匹とありましたけれども、これ以上取ったときはどうなるのかな。ということで質問していきたいと思います。それと今までやってきたカラス対策について、どのような方法でいくのか、この辺載っていませんけど、カラスも有害鳥獣云々でいろいろ猟銃組合とかにお願いして駆除した経緯がございますので、ひとつ合わせて答弁求めたいと思います。以上3点について。

- O 議長 久田浩也君 當山清巳総務課主幹。
- 総務課主幹 **當山清巳君** 18ページ、この増は、今現在はテニスコート工事をやっていますね。それで私ども夜間照明施設を早目にやりたいということで照明の増です。
- O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後3時25分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後3時25分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑にお答えいたします。

25ページの有害鳥獣駆除対策マングースの買い取りについてでございますけれども、予算は400匹を目標に計上しております。それ以上増えた場合はまた対策協議会と協議して予算増額ができるか調整していきたいと思います。カラスにつきましても従来どおり今帰仁村有害鳥獣駆除対策事業の中に入っておりますので、同様1,000円での買い上げで予定しております。以上です。

- 〇 議長 久田浩也君 上間恒章社会教育課長。
- 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えをいたします。

24ページの雑入の中でカレンダー・雑誌等の販売ということでありますけれども、社会教育課としては

やはりあくまでも城跡を中心としてPRしていかなければいけませんので、村全体となりますと社会教育 課の範囲ではないと思っておりますので、答えは差し控えたいと思います。

- O 議長 久田浩也君 1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次君 18ページ、再度質疑します。これまで、いろいろな議員が運動公園の整備については、過去やってきました。テニスコートが一番ですね、課題であったと思っております。みんなで取り組んできた成果が出て、夜間照明もできるなと思っておりますけれども、この照明は何年の何月ぐらいまで大体できそうなのか、分かる範囲でいいですので、答弁を求めます。

次に、24ページ、今社会教育課長の答弁では城跡云々ありましたけれども、これは村長に答えてもらいたいです。カレンダーは中南部からも好評でありました。ぜひ城跡だけではなくて村全体、いい景色がいっぱいありますので、ぜひ輪を広げて取り組んでもらいたいという声が多々ありましたので、今後、城跡だけではなくして、古宇利大橋、いろいろなところにいい景観がございますので、どういう方法で取り組んでいく可能性があるかどうか、村長に答弁を求めていきたいと思います。

- O 議長 久田浩也君 上間恒章社会教育課長。
- 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

18ページ、今一括交付金でテニスコートでございますけれども、追加工事ということで照明を上程しておりますけれども、今のところは変更契約等はやっておりませんので、やはり議決してからどういう工程を組むかということはこれからでございますので、やはり予算が通った後契約していきたいと思っております。

- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

歳入24ページの雑入のカレンダー・雑誌等の販売の関係でのご質疑でありますが、この城跡については、これはもう城跡の入場者を増やすために限定してつくっております。それも今回から販売ということでありますので、議員からも質疑がありましたように今、今帰仁村は非常に自然豊かでいろいろな景観と言いますか、素晴らしいのがありますがこの状況を見ながら検討させていただきたいと思っております。

- 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。2番石川清友議員。
- 2番 石川清友君 18ページ、16款 2項の4目農林水産業費県補助金の1節の中の園芸モデル産地育成機械整備事業の減の740万8,000円、それから農地台帳システム整備事業225万5,000円、園芸拠点産地成長戦略事業2,400万円の説明を求めます。
- O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後3時31分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後3時31分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

18ページです。16款2項4目農林水産業費県補助金の中の1節農業費補助金の中に園芸モデル産地育成機械整備事業の減の740万8,000円につきましては、花口ボを6月議会のほうで計上してございました。6月議会の段階では農家が事業主体になり得ないということで、任意事業主体とはなり得ないということで、

村の備品に計上してございました。今回、県と調整していく中で、農家のほうについても任意事業主体となり得るということで、19節のほうにその予算計上している関係で、その件については全体の流れなんですけれども。花口ボ農家1名の減による事業費の減です。その700万円の減につきましては、花口ボ農家1名の減によるものです。あと農地台帳システムにつきましては、農業委員会のほうの中の農地中間管理機構に関係するものなんですけれども、農地台帳システム整備事業費としての県の補助金ということになっております。従来の今、農業委員会でやっている農地台帳の整備に関する事業です。園芸拠点産地戦略事業につきましては、ハウスの補強事業ということでありまして、強化ハウスを計上している金額につきましては20名で400坪ということでの計上をしております。それの40%補助、税抜きでの40%補助ということでの県の補助金でございます。以上です。

- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- 2番 石川清友君 減の740万8,000円については、花口ボの1件の農家の減ということで、これは納得いたしました。農地台帳システム整備事業、これは農業委員会が農地台帳の整備をしているということなんですけれども、これは村内の放棄畑とかそういうものも全部整理する意味の中での台帳整備なのか。その下の園芸拠点産地成長政略事業の2,400万円、40%の補助ということなんですけれども、これはハウスの補強になっているのですか。作目については多分これは園芸拠点産地となっていますので、スイカなのか、今帰仁村はゴーヤーも拠点産地だったと思うんですけれども、どっちのほうなのか答弁を求めます。
- O 議長 久田浩也君 島袋輝也経済課長。
- 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず農地台帳システム整備事業につきましては、今帰仁村の中間管理機構に移動しますので、その辺の貸す人がいるかを含めての既存の台帳整備の事業をその補助事業で整備するということでの、県からの補助事業ということになっています。あとは災害に強い栽培施設の整備事業につきましては、これについてはハウスの補強分ということで…。園芸拠点産地成長戦略事業についてはハウスの補強事業をそれの9名分ということになっています。20名というのは、災害に強い栽培施設ということで…。ちょっと休憩願います。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後3時37分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後3時38分)

島袋輝也経済課長。

O 経済課長 島袋輝也君 再度ご質疑にお答えします。40%も別です。災害に強い栽培施設につきましては、40%は別ですので、訂正をお願いします。改めまして、園芸拠点産地成長戦略の2,400万円についてお答えします。

園芸拠点産地戦略事業の2,400万につきましては、ハウスの補強事業ということで、税抜きの40%の補助事業ということであります。作物については今指定はないということで聞いています。9名です。予定は。以上です。

- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- O 2番 石川清友君 農地台帳システムの整備事業の件なんですけれども、これは今帰仁村の農地につ

いての台帳を整備するということだと思うんですけれども、その中で放棄畑についてですが、実は多分放棄畑解消対策委員会でしたか、今帰仁村にもあると思うんですけれども、そういう中でも結構まだ放棄畑があります。そういう中でその放棄畑の解消に当然、個人が主体になるべきだとは思うんですけれども、地主の農家は個人に貸すよりはやはりそういう行政、あるいは農協とか、ちゃんとした公的機関であれば非常に貸しやすいという面もありますので、放棄畑解消についてはやはり対策委員会が主体となって動ければもうちょっと放棄畑の解消にもなるのではないかなと思うんですけれども、特に台帳を常に金をかけて整理はすると。しかしその後、どのようにそれを利用するかについて、やはり経済効果と言いますか、金をかけた分だけは効果が出るような後の利用を考えるべきだと思うんですよ。そういう意味で、前回も多分台帳整理したと思うんですけれども、そのときの放棄畑の解消が幾ら解消したのか。現在また新たに台帳をつくった時点で、どんだけ放棄畑の面積がどのように推移したのか、やはりそこら辺は検証して、それが解消していないんだったらどこに問題があったのかということで、ぜひその台帳の有効利用をぜひやってもらいたいと思うんですけれども、そこら辺についてどういう考えを持っているのか、答弁を求めます。

- O 議長 久田浩也君 島袋輝也経済課長。
- O 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

耕作放棄地に関するご質疑でございますけれども、今手元に議員おっしゃるように前回のものがどれだけでその解消がどれだけになったという資料がございません。歳出の中で同じような予算がありますので、それまでにちょっと資料を整理してお答えしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後3時42分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後3時42分)

島袋輝也経済課長。

- **経済課長 島袋輝也君** 放棄地対策協議会とかございますので、その中に農家の皆さん、それから広報も徹底しまして、より台帳が有効活用できるように努めてまいりたいと思います。以上です。
- 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。5番與那嶺篤哉議員。
- O 5番 與那嶺篤哉君 歳入に対して質疑いたします。18ページの16款県支出金、2項県補助金の4目 農林水産業費補助金の1節の災害に強い栽培施設の整備事業の説明を求めます。

それと次のページの19ページ、これは再度になるんですけれども、3目の1節農業費委託金の25万円の 説明を再度求めます。

- 〇 議長 久田浩也君 島袋輝也経済課長。
- 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

18ページ、16款2項4目農林水産業費県補助金の1節農業補助金の中の災害に強い栽培施設の整備事業1億4,814万円についてでございますけれども、強化ハウス、税抜き80%の補助分ということで計上してあります。

あと19ページ、16款3項3目の農林水産業費県委託金の農業費委託金につきましては、水土里ウォーキング委託費ということで、土地改良をされている区域のウォーキング。県と今帰仁村の共催ということで、

計上している事業でございます。以上です。

- O 議長 久田浩也君 5番與那嶺篤哉議員。
- 5番 與那嶺篤哉君 再度質疑します。災害に強い栽培施設の整備事業ですけれども、強化ハウス、これは作物は別に関係ないということでしょうか。作物指定があるわけですか。それと農家の戸数、農家負担分もあるわけですけれども、農家戸数、面積が分かればと思っています。それと水土里ウォーキング委託費なんですけれども、これは10月12日に開催が決まっているということであるわけですけれども、その対象者、申し込み方法など、受けつける部署、そのPRなり、そういう形での広報活動がなされたのか、そこら辺答弁求めます。
- O 議長 久田浩也君 島袋輝也経済課長。
- 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

災害に強い栽培施設の整備事業、強化ハウスのものにつきましては、対象として今20名で計上して、20名で400坪を予定して計上しております。作物等については今のところは、その事業は県とも要綱等を詰めている段階ですので、ただいまのところ20名で400坪というものでの内容です。20名掛ける400坪です。20名を予定していまして、400坪での事業ということで予定しております。県と詰めながら概算で要求している段階でございますので、そういうことになっております。水土里ウォーキングの委託費の事業につきましては、参加者対象者と言いますか、ウォーキング協会の会員であるとか、地元の参加者、土地改良の関係機関等を対象にしておりまして、300名を予定しております。10月の広報に出るかと思いますが、チラシ等も作成して、今準備しているところです。チラシはこういった形ですね。一応準備しているところでございます。作物等については、要綱等も県と詰めている状況ですので、今からということでございます。以上です。

- O 議長 久田浩也君 5番與那嶺篤哉議員。
- 5番 與那嶺篤哉君 ある程度分かりましたけれども、20戸の農家で1戸当たり400坪の施設をつくるということで、作物の指定もないと。今から手を挙げればこの20戸の農家に申し込みが多くなった場合にはどういう形で選択していく考えなのか、そこら辺をお聞かせください。

それと10月12日に開催されるウォーキングだと思うんですけれども、10月の広報では間に合わないかと 思われるんですけれども、そこら辺どのような対処の仕方をするのか。これは事務局はどういう形での事 務局体制をするのか、再度答弁を求めます。

- O 議長 久田浩也君 島袋輝也経済課長。
- 経済課長 島袋輝也君 18ページの災害に強い栽培施設の整備事業につきまして、20名以上多くなった場合、どう対応するかということでございますけれども、今要望が上がっている方々をほぼ20名ということで聞き取り等もしながら今やっておりますので、多くなった場合はまた県とも調整して可能かどうか調整していきたい。今県の概算枠の中で今調整を進めている段階での予算計上をしている状況です。あとは水土里ウォーキングにつきましては、問い合わせ窓口につきましては沖縄県農林水産部村づくり計画課のほうが窓口になりまして、広報等も進めて、今帰仁村のほうも一つの受付窓口となって進めている状況です。チラシ等も完成しまして、配付はこれからやる予定です。以上です。

O 議長 久田浩也君 他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

O 議長 久田浩也君 これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出1款議会費から4款衛生費までの質疑を行います。質疑はありませんか。11番東恩納寛政議員。

○ 11番 東恩納寛政君 歳出1款から4款について、質疑を行います。

33ページ、3款民生費、1項社会福祉費の1目社会福祉総務費、その中に臨時福祉給付金給付事業、賃金の136万4,000円、需用費の84万円、それから役務費については16万4,000円の減となっています。今やっていると思うんですけれども、臨時福祉給付金、この事業は今月いっぱいが確か締切ではないかなと思うんですが、この説明と進捗状況の説明を求めます。

- O 議長 久田浩也君 宮里 晃福祉保健課長。
- 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えいたします。

3款1項1目社会福祉費の7節賃金の臨時福祉給付金につきましては、先ほど歳入の場面でご説明いたしました。対象者の確認、認定のための賃金の採用に伴うものです。そして、需用費、委託料等につきましては組み替えで予算を編成しております。ただいまの臨時福祉金の実績状況になりますけれども、9月11日時点で現在1,982件の申し込みがございまして、申請書対象者になる方1,778名の方に申請書を送付しております。そのうち1,778件のうち該当する方が1,284件、そして世帯の所得状況の確認で保留になっている方々が144件、そして該当しなかった方が350件となっております。既に一部におきましては給付振り込みが始まっておりまして、現在金額で申しますと1,492万5,000円となっております。現在、当初本来こちらで行政側で全世帯に認定のための同意書をお送りいたしましたところ、その同意書の送付がまだ芳しくない状況でございます。理由としてはご本人の非課税か課税かを確認して同意書も送付せずに申請を行わない。申請確認もご自分で行っているということも考えられますけれども、昨年の非課税世帯の数からするとまだ対象となる方が多いかと思っておりますので、この辺につきましては様々な形で申請漏れがないような形で対応しております。以上です。

- O 議長 久田浩也君 11番東恩納寛政議員。
- 11番 東恩納寛政君 今の説明では大分当初予想よりも低いということですね。どの程度なのか、パーセント出ていないでしょうかね。今の人数を見ると1,778名が返ってきて、該当が144とか、かなり低いんですが、何かちょっと広報でもやっているし、各全所帯への配付も行っている割には認知されていないというのか諦めているのか。今手元に割合を既に受給した、あるいはまた該当したというのと、当初の予想との割合が出ていたのか、再度答弁を求めます。
- O 議長 久田浩也君 宮里 晃福祉保健課長。
- 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えいたします。

この臨時福祉給付金につきましては、非課税であるかどうかという確認作業が必要となってきます。本来、所得申告に応じてその世帯が課税であるのか、非課税であるのかが確認できますけれども、個人情報のほうに基づきまして、行政側でそのご本人の確認を得ずにその確認作業をすることができないものです

から、各世帯への同意書をいただいているという状況であります。総世帯数は分かりますけれども、今年度の非課税世帯につきましては、ご本人の同意をもって確認いたしますので、その分母については実は把握できていない状況でございます。ただし、昨年の非課税世帯からすると正確な数字ははじき出しておりませんけれども、まだ40%程度ではないかと考えられます。以上です。

- O 議長 久田浩也君 11番東恩納寛政議員。
- 11番 東恩納寛政君 半分にも満たないということになると思うんですが、そうすると当初の計画からすると7月から9月というのと、場合によってはそれは伸ばしてもいいということを国が言っていたと思います。このまま打ち切ったのでは何のための臨時給付金かということにもなりますので、これはもう再度、広報なりまたはすぐ10月になるわけですから、10月までに最初のチラシとか、そういう中には9月までとありましたので、もう諦めている人もいるかもしれません。17日ですから、あと13日にしかないので、これは給付期間を伸ばすという方法あるかと思います。大体予想されたことでもあるんですが、なかなかもらうためのいわゆる個人情報に同意をしてまでというところがなかなかいかないんじゃないかなと思って、しかも広報のアピールの必要があるんじゃないかと思うんですが、せっかくの国からの給付金が40%しか給付されないというのは、そのためのいわゆる賃金も出て、臨時職員の需要役務等もあるわけですので、それは何とかならないのかなと思うんですが、担当としてはどのように考えているか、再度答弁を求めたいと思います。
- O 議長 久田浩也君 宮里 晃福祉保健課長。
- 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

ただいまお話がございましたとおり当初から申請に基づく給付でありましたので、その事務の煩雑さのゆえに申請しない方がいるのではないかというご意見もありました。そういうこともありまして、私どもとしては広報による告知。またただいま行っている住民説明会での説明。住民健診での説明など、そして全ての集落ではございませんけれども、字費徴収の際にもその担当職員を配置して個人ごとに当たった形でこの申請を促しております。中には先ほどありましたけれども、締め切りの期日が実は10月16日までと広報ではうたっておりますので、まだ期間があるのではないかと逆に、そういう話もありました。ただし、申請忘れ等がありますと受給できないということも考えられますので、今後、この告知に関してはあらゆる形で村民に伝わるような形の取り組みをしていきたいと考えています。また、申請の延長に関してもその検討にただいま入っている状況で、この後半の申請の状況によっては申請の延長につきましても実現を検討していきたいと思っております。以上です。

- O 議長 久田浩也君 ただいまの東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を求めます。11番東恩納寛政議員。
- 11番 東恩納寛政君 今の臨時給付金事業については、ちょっと15日だったと、9月だと思っていたんですが、もう一つの子育て支援がありますね。それはちょっとこれには載っていないんですが、あれについてはもっといいんだろうと思うんですが、それももしデータがありましたら。

それから同じことなんですが、給付金事業についてはほとんど知らないというところもまだあろうかと 思うんですよね。ですから国の最初の当初の計画でも必ずしも3カ月で打ち切るということではなくて、 場合によっては延長もということもあります。今帰仁村のように40%ということになれば、これはもう延 長してでもやる価値はあるんじゃないかと思います。ですから再度その辺は来月号の広報にでも間に合わ せてまだの方にはということを督促する必要があるかと思います。この点と今言った子育て支援給付金の ほうはどのようになっているのか、ここにはないわけですからデータがありましたら答弁を求めます。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後4時04分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後4時04分)

宮里 晃福祉保健課長。

O 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑にお答えします。

臨時給付金の及び子育て給付金制度の告知につきましては、10月の広報紙にも掲載予定でございますけれども、広報紙の行き渡り等の期間も考慮いたしますと、広報紙のみでは十分な告知ができないものと考えております。その他、チラシと区長会にお願いをしての字の放送など含めた形の周知を考えております。続きまして、子育て給付金につきましては、臨時福祉給付金に比べると申請につきましてはかなり多いほうでございますが、ただいまその状況についての資料を持ち合わせてありませんので、また後ほど説明したいと思います。以上です。

- 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。2番石川清友議員。
- 2番 石川清友君 歳出3款、36ページと37ページにまたがるんですけれども、2項の児童福祉費、3目保育所費で2節の給料で減の380万円、一般職給です。それと下に降りていって11節の需用費の中で賄い材料費ですか、給食食材費として300万円組まれていますけれども、その説明を求めます。
- O 議長 久田浩也君 小那覇安隆総務課長。
- 総務課長 小那覇安隆君 36ページ、3款2項3目の保育所費の給料の減の380万円ですね、これは 総休としては人事異動を含めて、4月の当初予算の時点では確定していない部分がありまして、また実は その中で普通退職等もございまして、そういうものも含めて9月補正で大体3月までの予定をして減にし ている状況です。以上です。
- O 議長 久田浩也君 宮里 晃福祉保健課長。
- 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質疑のございました3款2項11節賄い材料費の件でございま すが、これは村立保育所4保育所の子どもたちの給食の食材で当初予算で組めなかった分の補正となって おります。以上です。
- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- 2番 石川清友君 人件費については、人事異動による減というのは分かるんですけれども、その給食食材費の300万円の補正を組むというのは、これはもう予算を組んでいくときに必要なのはもう組まなければならないと思うんですよね。この後で全部補正で組めばいいのかということになると思うんですけれども、当初予算の組み方は我々一般会社の中から企業の中から来たものとしますと非常に不明瞭と言いますか、後で補正で組めばいいやということの中で当初予算を組むというのは、これは企業で言えば年度の当初計画になるんですけれども、非常に見落としに見えるんですよ。そこら辺、それが300万円ではなくして、二、三十万円ぐらいの話なら分かるんですけれども、300万円の4保育所の給食食材費を補正で

組むというのはいかがなものかと思うんですけれども、それについての答弁を求めます。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後4時10分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後4時11分)

當山清巳総務課主幹。

O 総務課主幹 當山清巳君 ただいまの質疑にお答えします。

当初予算を組む場合、どうしても歳入に合うような歳出の組み方をやっているのが、今現状であります。 そうした中で、ご指摘のように経常的な経費は当然、組むべきではないかというようなご意見だと思いま すので、そういう基本はそういうことだと認識していますが、当初予算の中ではどうしても各課からの要 求どおりは組めていない。その食材だけではなくて、それぞれの款節目かなり厳しい査定をして組んでい るような状況で、各課から上がった要望額は満額入っているというのはほとんど現状としては満額組まれ ているのがないような状況で当初予算はスタートしているのが現状であります。以上です。

- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- 2番 石川清友君 先ほどの答弁では当初予算で当然、歳入に合わせて歳出を組んでいく中で、組めなかったということではあるんですけれども、先ほど来言っているのは、補正で組むのであれば20万円、30万円の世界なら分かるんですよ。300万円も、しかも4保育所の食材費ですよね、避けて通れないものなんですよ。なのに補正で組むというのは非常に分かりにくいところなんですよ。本来別のものは削ってでもまず保育所の給食食材費は組むべき話ではないかなと、当初予算ですね。財政上非常に厳しい中で大変だと思うんですけれども、そういうのは分かりやすいように補正で組むのであれば二、三十万円の世界なら分かります。しかし300万円も食材費で補正で組むというのはいかがなものかなと思いますので、次年度からどのように同じようなまた体系でいくのか答弁を求めます。
- O 議長 久田浩也君 當山清巳総務課主幹。
- 総務課主幹 當山清巳君 来年の当初予算に向けては要するにそういったものの経常的なものをめりはりをつけてやっていきたいと思います。ただ、今回当初予算を組む場合もそうでありましたが、その中には4月1日から消費税が5%から8%になっていますね。要するに3%のそれぞれの需用費なり、委託料なりそういったものの財源が確保されていないような状況で組んできたというのは、今年度の当初予算の反省を踏まえてその辺も最終面ではかなり出てきていましたので、来年はそういったところも消費税分の歳出、歳入も両サイド意識しながら各課への当初予算のヒアリングに向けての説明なり、要求なりのものも含めてやっていきたいと思います。以上です。
- 議長 久田浩也君 ただいまの2番石川清友議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条 ただし書きの規定により特に発言を認めます。2番石川清友議員。
- O 2番 石川清友君 ちなみにその4保育所の給食食材費、年間の経費としては実際は前年度は幾ら使われているのか、答弁を求めたいと思います。
- 〇 議長 久田浩也君 小那覇安隆総務課長。
- 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

当初予算は1,500万円組んでおりました。今回300万円の増ということで、約20%程度という状況です。

今手元には予算ベースでのお話でございました。以上です。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後4時16分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後4時17分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで歳出1款から4款までの質疑を終わります。

次に歳出6款農林水産業から10款教育費までの質疑を行います。質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

O 1番 與儀常次君 歳出47ページ、8 款土木費、2 項道路橋梁費の2 目道路維持費の17節の公有財産 購入費の説明を求めます。

それと52ページの10款教育費、2項小学校費の1目学校管理費、11節需用費、18節の備品購入費と2目 教育振興費の20節の扶助費の説明と。

次のページの53ページ、10款教育費、3項中学校費の1目学校管理費の11節需用費、2目教育振興費の20節扶助費の説明を求めます。

- O 議長 久田浩也君 金城正明建設課長。
- O 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

47ページ、8款2項2目17節の公有財産購入費164万3,000円を計上していますが、これは道路敷の用地購入で、前に道路の整備を終わった箇所の相続関係でちょっと処理ができなかった土地について、相続が終わったということで、今回購入を行う予定でいます。今、工事のほうで2筆を予定しております。以上です。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後4時20分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後4時24分)

田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

52ページ、10款2項1目11節需用費の35万円につきましては、兼次小学校における蛍光灯の修繕及び同じく兼次小学校の浄化槽の整備費になります。

続いて18節備品購入費ですが、こちらのほうは今帰仁小学校の体育館の舞台幕の修理。それから同じく 今帰仁小学校の天井扇風機とそれから放送用アンプの修理費になります。それから同じく2目教育振興費 の扶助費につきましては、全小学校の対象になるんですけれども、準要保護児童生徒に対する就学援助費 の増額になります。

続いて53ページ、中学校費、1目学校管理費、11節需用費の19万9,000円の修繕費につきましては、今帰仁中学校の浄化槽のブロアーポンプの修理費になります。教育振興費の扶助費につきましては、準要保護児童生徒就学援助費の90万円の増額分になります。

- O 議長 久田浩也君 1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次君 ただいま課長の説明で大体分かりました。教育振興費の準要保護の給食費、これ は準要保護だけの給食費ですね。小学校は人数が多いんだけれども40万円、中学校は全体の生徒数は少な

いと思っていますが、90万円。倍になっていますけれども、どうしてなのか説明求めます。

それと準要保護ではない方の給食費はどうなっているのかな。昔から私も学校給食費にかかわってきましたけれども、いつも悩みの種だと思っています。これは全国的に学校の給食費問題がいろいろマスコミ等でも騒がれていますけれども、本来ならばこれは国が面倒を見るべき部署だと思っています。いつも悩んでいるのは子どもにこれを言ったら大変だなと思っております。子どもが給食費を払っていないからと感じた場合、学校に行かないのではないかなということで昔から悩んできました。今後、そういう方がだんだん多くなってくる傾向がございますので、今後学校給食費については、国全体、また地域でサポートしていくべきだと思って、今質問しております。小学校では40万円、中学校では90万円と金額が多くなっていますけれども、小学校の何名なのか、中学校の90万円はもし分かる範囲内でありましたら答弁を求めます。

- 〇 議長 久田浩也君 田港朝津学校教育課長。
- 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

予算項目上給食費等になっておりますが、その部分につきましては、学用品及び通学用品、校外活動費の給与分とそのとおり、給食費等の扶助費になりますが、合わせての支給総額になっております。人数につきましては、平成26年度の予定者数としては現計画では小学校が23名、中学校が32名で合計55名の予定になっております。

- O 議長 久田浩也君 1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次君 これは村長にちょっと質問したいと思います。今、あっちこっちで首長選挙があって、豊見城では給食費無償云々とあって、選挙運動やっております。市長選をですね、今後、今帰仁村もそういった方向で私は向くべきではないかなと思っています。子どもの人数が少なくなって教育の格差も生まれている今日、食べる、生きる、給食費を村で段々子どもが少なくなって金額も少なくなる可能性が十分あります。今後の今帰仁村の課題として子どもが給食費を払っていないからということで、みじめな思いをして学校を変える方も中学校になったらいますので、分かってきますのでぜひ今後も今帰仁村の課題としてどうあるべきか、村長に答弁求めます。
- O 議長 久田浩也君 與那嶺幸人村長。
- 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

小学校、中学校の給食費の問題でありますが、所得格差ということがございます。そういうものは本当はあってはならないわけでありますが、現実的には差があって特に教育面でも問題が出ているというのは事実であります。ただ、この給食費の無償化ということになりますと、相当財政的に厳しいものがあると思います。給食費の無償化で公約をして当選した市長もいますけれども、これはなかなか実現するのは難しい面があると聞いております。そういう意味ではこの給食費の無償化については気持ち的には分かりますけれども、今帰仁村の今の財政状況では難しいところかなと考えております。

- 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。11番東恩納寛政議員。
- 11番 東恩納寛政君 歳出の7款について質疑を行います。44ページです。商工費の商工総務費、19 節の負担金補助及び交付金で商工会補助金が50万円。当初予算と合計するとどのぐらいになるのか。それ

と毎度のことなんですが、この商工会館の土地借地料。まだ村のほうがして、ここから出ていると聞いたんですが、これとは別かどうか、この内容について。それからこの商工総務費の項目なんですが、歳入でやろうとしたら歳出にあるだろうと思っていたらないものですから、歳入の19ページに商工費委託金というのが県から出ております。当然これに該当するべき歳出にあろうかと思うんですが、これはどうしてもみつからないものですから、これ説明できるのかどうか。ちょっと私の勘違いか。19ページ、これはもう終わったことですが、19ページの歳入には商工費県委託金として1万1,000円、自然公園管理委託があります。これの歳出の項目はどこなんでしょうか。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後4時31分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後4時32分)

島袋輝也経済課長。

O 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

44ページ、7款1項1目商工総務費の中の19節負担金補助金及び交付金、商工会補助金についてでございますけれども、50万円については前年度と比べてどうなのかということでございますけれども、当初予算で前年から50万円ぐらい減額がありまして、それを前年度並みに復活したということで、50万円の補正でございます。それと商工会の使用料につきましては、村のほうからは商工会のほうへ補助金を出しまして、使用料としては役場のほうに払って、土地使用料として払っていただいているということであります。以上です。

歳入のほうの県からの委託金のものですけれども、これはどこに入っているかということですが、7款 1 項 2 目の観光振興費の中で国県支出金の中に1 万1,000円入っておりますけれども、44ページの中の観光振興費の中に1 万1,000円です。19ページの中の商工費委託金は自然公園管理委託として1 万1,000円県から入ってきています。これの充当は観光振興費の中に充当して歳出の中で需用費の中に充当しているということです。44ページの特定財源の中の国県支出金の中の1 万1,000円が19ページの中の県商工費の委託金の1 万1,000円ということであります。歳出は11節の需用費の中の消耗品の中に充当としているということです。1 万1,000円ですけれども、運天港園地は固定公園ですので、運天港園地等の掃除等の委託料としていただいているお金です。

O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後4時34分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後4時37分)

11番東恩納寛政議員。

O 11番 東恩納寛政君 ちょっと今の件ですけれども、予算の組み方としてはそれでいいのかもしれませんけれども、自然公園管理費委託となっているので、それを需用費で消耗品というのはどうかなと思うんですが、ちゃんと項目を打つべきではないかなと思うんですが、金額は別として。委託料が需用費に変わったということではあるかと思うんですが、歳入歳出の項目は一致すべきだと思うんですが、この辺は予算の立て方でどうでしょうかね。それから先ほどの50万円の中には56万5,000円だったのかな、それも入っているというのは、やはり分かりにくいところがあるので、最初からその辺は予算化して当初に入るべきではないかと思うんですが、答弁を求めます。

- O 議長 久田浩也君 島袋輝也経済課長。
- O 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

順番がちょっと逆になっていますので、ちょっと商工会の補助金のほうからお答えしたいと思います。 当初に本来350万円要求いたしました。50万円の減額がございまして、今回補正で復活したということで の今回の50万円の補正です。あとは県の商工費県委託金につきましては、自然公園の管理委託ということ で1万1,000円ございます。それにつきましても、委託だから委託で組むべきではないかというご指摘で ございますけれども、運天森園地と展望台付近の清掃等にそのお金を活用している関係で、消耗品的な費 用として活用して需用費のほうに充当しているということでございます。以上です。

- 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。2番石川清友議員。
- 〇 2番 石川清友君 57ページ、10款教育費、6項保健体育費の1目保健体育総務費の11節需用費、その中の下のほうにあります運動公園機械等の修理費ということで50万円組まれていますけれども、この金額について答弁を求めます。
- O 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後4時40分)

O 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後4時41分)

上間恒章社会教育課長。

O 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

57ページ、10款 6 項 1 目11節の中で運動公園の機械等の修理費が多々ございまして、大きいのと言っても10万4,760円の水銀灯ランプの取り換えでございますけれども、約 9 万3,000円なんですけれども、クボタ関係で六角ベルトの取り換えとか、あとはインターネットの回線の修繕、あとは自動火災報知機設備の修繕、消防用設備の修繕とスピーカーの回線修理とか、ちょっと多々ございますので、大きいのはございません。先ほど答弁しました10万円ちょっとが大きな金額でございます。以上です。

- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- **〇 2番 石川清友君** その中でクボタの 9 万3,000円ですか、クボタに行く修繕費の 9 万3,000円の詳細の説明を求めます。
- O 議長 久田浩也君 上間恒章社会教育課長。
- O 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

私も細かいのはちょっと機械が詳しくないものですから、六角ベルトの取り換えとなっております。これは今帰仁営業所の見積額で正式明細では9万2,999円ということになっております。数量的には六角ベルト5という。単価が1万7,222円の5ということになっております。

- O 議長 久田浩也君 2番石川清友議員。
- 2番 石川清友君 なぜその質問をしたかたと言いますと、運動公園の修繕費に去年も確かクボタに 30万円ぐらいの修繕費1件で確かあれは30万円があったと思うんですよね。と言いますのは、運動公園は 指定管理者に我々管理させているんですけれども、その管理する善管注意義務と言いますか、その不注意 によって起こった機械修理費であれば、やはり指定管理者もある程度、責任あるべきだと思うんですよね。 そういう意味で今質疑しているんですけれども、その六角ベルト1本1万7,000円もする。これは多分芝

刈り機のものかと思うんですけれども、5本、それについてはある程度、期間が来て当然交換すべき時期に来ていてのものなのか。それとも機械を扱うときに手荒く扱って、当然それはそうしますとベルトというのは無理して焼けたり、いろいろ早く摩耗します。そういう中で起きたものなのか。やはり管理する側として、指定管理者は我々させているんですけれども、やはりそこら辺は注意して今後、修繕費については見ていくべきではないかなとそういう意味で質疑しておりますので、ぜひその六角ベルトは新しい機械を買って初めての交換なのか。それが度々あるものなのか等も含めて、ぜひ支出するときにはやはりある程度のチェックは必要ではないかなという意味で質疑しております。以上です。

- O 議長 久田浩也君 上間恒章社会教育課長。
- O 社会教育課長 上間恒章君 今、指定管理者のほうに公園管理をさせているわけでありますけれども、 六角ベルトが芝刈り機かどうかちょっと私はわからなくてお答えできないんですけれども、実際、機械は 乗用のトラクターで草刈り機をやっている機械もございまして、そこは指定管理者の中の責任者がほとん ど乗っているんですけれども、例えばその職員がちょっと貸して、草を刈りたいから貸してくれないかと 言っても貸さないんですよ。これはほかの人がやったらちょっと機械が壊れるということで、例えば保健 センター前の広場、ここも結構草がありますけれども、貸してちょうだいと言っても貸さない状況で、や るんだったら自分でやるという状況で、大事に取り扱っていることだと認識しております。
- O 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで歳出 6 款から10款までの質疑を終わります。 お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

O 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。 したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会いたします。

(延会時刻 午後4時47分)